

令和7年第5回氷川町議会定例会会議録（第2号）

令和7年9月10日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（2日目）

一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（11名）。

1 番	飯 田 健 二	2 番	西 尾 正 剛
3 番	木 下 厚	4 番	吉 川 義 雄
5 番	長 尾 憲二郎	6 番	松 田 達 之
7 番	清 田 一 敏	9 番	上 田 健 一
10 番	片 山 裕 治	11 番	上 田 俊 孝
12 番	米 村 洋		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）。

8 番 三 浦 賢 治

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 畑 野 光 昭 書 記 三 好 裕 子

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	西 村 裕	総 務 課 長	坂 本 哲 也
企画財政課長	國 岡 信 吾	税 務 課 長	荒 平 健 二
町 民 課 長	西 村 憲 志	福 祉 課 長	尾 崎 徹
農業振興課長	陳 野 国 司	農 地 課 長	坂 梨 俊 弘
建設下水道課長	白 丸 浩 二	地域振興課長	村 上 孝 治
会 計 管 理 者	柿 本 宏 樹	学校教育課長	増 住 豪 二
生涯学習課長	谷 岡 賢 一		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さんおはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

8番、三浦議員から本日の会議に対して、体調不良のため出席できない旨の欠席届が提出され、これを認めましたので報告します。

日程第1一般質問を行います。順番に発言を許します。

4番、吉川義雄君の発言を許します。

○4番（吉川義雄君） 皆さん、おはようございます。

4番議員、吉川義雄です。

昨日、町長からもありましたが、8月11日の豪雨により、氷川町で大きな災害が発生をいたしました。

豪雨で被災された方々に、心からお見舞いを申し上げます。

また、ボランティアの皆さんをはじめ、災害復旧に尽力されている皆さんにも、心からお礼を申し上げたいと思います。

通告に沿って、3点質問をいたします。

1点目、8月の記録的豪雨による、災害並びに災害の復旧状況についてお尋ねをいたします。

昨日、町長から詳細な被害状況が報告をされました。

私も、当日大雨が昇降状態になった時に、近くを見てまいりました。

これまでに、経験したことがない大きな災害が発生をしていました。

被災された方が、家の中を川のように濁流が流れていた。車も水に浮いていた話をされました。

氷川町の災害の状況と、復旧状況はどうなっていますか。

町長が昨日、数字的なことは報告されましたので、それ以外のことと、復旧状況を中心に、できればお答え頂きたいと思います。

町内を回ってみると、まだまだ片づけが終わってない家庭があります。

昨日テレビを見ていましたら、氷川町の梨農家の方が、被災されていますが、今、梨の収穫時期と重なっているのも、我が家も災害を受けてるけども、後片づけは、収穫が終わってからというふうに言っておられました。まだまだ、片づけが終わってない状況であります。

特に高齢者世帯についても、片づけができていないところがあります。こういったところを、しっかりと支援をしていただきたいと思います。町の考えをお聞かせください。

災害ごみの受入れは9月14日で終わるということのようですが、片づけができていない、終わっていない世帯の災害ごみは今後どうすればいいのでしょうか、お聞かせください。

2点目、氷川町には、いろんな団体が要請や申入れに来られると思います。

8月は広島、長崎で原水爆禁止世界大会が開かれました。

この大会を目指し、全国各地で核兵器禁止のそして世界大会成功のための平和行進というのが行われています。

九州でも沖縄から長崎に向けて、行進団が歩きます。

その際、沿線自治体に世界大会成功を目指しての申入れ要請が行われています。氷川町にも、7月14日にこの平和行進団が訪問しました。

そこで、行われていた氷川町に訪問した人に、名前、住所等の記載が求められました。

近隣市町村では、名前、住所の記載等は求められていません。

なぜ、氷川町ではこのようになっているのですか、お尋ねします。

また、訪問者名簿等はどのような基準で取っておられるのか、お聞かせください。

名前、住所の記載は私の記憶では、数年前からと思います。

いつから行われるようになったのか、時期が分かれば教えてください。

氏名、住所、の記載の指示は、町の町長の指示でしょうか、併せてお聞かせください。

町に誰かが何かを要請するの願いに来たかを記録する必要が、私もあると思いますが、その場合、一つの基準があってしかるべきだと考えています。

収集した来庁者名簿、個人情報はどうのような扱いになっているのかをお聞かせください。

個人情報の保護の観点から、管理はどうされているのかも、お聞かせください。

3点目、立神峡里地公園指定管理者の公園管理運営上の問題をこの間ずっと取上げてきました。

指導監督する立場にある町の責任についても問題にしてきました。

町から指導が行われても、里地公園管理運営協議会に対する苦情が後を絶ちません。

先日、草刈りができていない、作業する人はいつも1人、現場を見てほしい、こういう声がありました。

そこで、私も1週間ほど現地に足を運び状況を見て回りました。言われるとおり、草刈り、道路の清掃など、もっとできるんじゃないかなと思うようなことがありました。もっともっと努力改善すべきだというふうに感じました。

指定管理者は、氷川町立神峡公園の管理運営に関する協定書、氷川町立神峡公園指定管理者管理業務仕様書というのがありますが、このとおりに業務が行われているのか、お尋ねをします。

立神峡公園は、子どもから大人まで利用されます。子どもが来る公園で、除草剤が使われているとの声も寄せられました。

公園内で除草剤が使用されているのですか、お尋ねをいたします。

他の自治体で公園の清掃管理をされている方に、除草剤の使用について、聞いてまいりました。

この方は、公園は特に子どもが多い、子どもが遊ぶので、除草剤は一切使用していないとのことでした。どうされていますか。月に3回ほど草刈りはしますという話がありました。

立神峡では除草剤を使用していると思いますが、この除草剤というのは、適切に使えば問題がないというふうに言われていますが、反対に適切に扱わなければ、被害がでる、健康上問題が起きる、このように書いてありました。

この除草剤について、どう考えておられますか、お尋ねします。

この間、指定管理者の支出の問題について指摘もしてきました。利用者や地域住民との関係回改善もできていません。

町からの強力な指導で改善されることを望みましたが、そうならないようになりません。

先の議会で町長は問題があれば、自ら出かけ指導すると答弁されたと記憶しています。

この間、指定管理者に、町長は何か話をされましたか、お尋ねをいたします。

6月議会の後、私のところに、車につけてあるドライブレコーダーの映像が続きました。

この映像には、指定管理者が個人の車を付け回す行動の一部始終が映っています。尾行と思われるような行動であります。

このドライブレコーダーをくれた方は、何かされるのが心配だという話をされました。その後、警察にも相談をされているようです。

これまで、町の条例にない利用料の徴収など、不適切なことが度々起こっております。

私は、現在の指定管理者に、これ以上立神公園の管理運営を任せることはできないのではないかと考えています。町の考えをお聞かせください。

以上、3項目質問いたします。簡潔で明瞭な答弁を求めます。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君の質問事項が3項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、8月の記録的な大雨災害について、（ア）から（ウ）まで一括して答弁を求めます。

総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 災害状況の部分につきまして、私のほうからご説明いたします。

町長のほうから、ご説明あった内容と重複する部分もあって申し訳ないんですけども、一応ご説明をさせていただきます。

まず、8月の10日夜から11日昼にかけてまして、線状降水帯の発生に伴います豪雨により、住家等の浸水や土砂崩れが発生しております。

浸水被害は、住家の床上浸水98件、床下浸水201件、土砂災害におきましては、大小含めまして95件、人的被害も、圧迫骨折による重傷者1名ということになっております。

家屋の浸水被害では、沖塘・網道地区を中心として、被害が甚大なものとなっております。

土砂災害では、国道3号から東の山手側で土砂崩れによる住家や道路への被害、また立神峡公園、竜北公園などの公共施設におきましても、被害が出ている状況でございます。

農業被害では、農作物の冠水被害面積が約840ヘクタールで、トマト、いちご、い草、露地野菜などへの被害や、梨の圃場などへの土砂の流入によります被害も出ている状況です。

また、農業機械が冠水し使用できないものや、農業用水路にも被害が出ております。

商工業者におきましても、40件が被災され、うち4件におきましては早期の営業再開もできない状況ということで、被害が出ております。

以上で、災害状況に関する答弁のほうを終わらせていただきます。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） （ア）の復旧状況について、お答えいたします。

今回、8月9日土曜日から8月11日月曜日の記録的な大雨により、道路は法面の土砂崩れや倒木などで多くの箇所が通行止めとなりました。

このことから、翌8月12日火曜日より、土砂撤去や倒木処理を町建設業協会に作業を依頼し、通行止めの解消を行ってきました。

現在では、ほとんどの道路が通行できるまでになりました。

しかしながら、応急的な対応となりますので、今後、補助事業の公共土木施設災害復旧事業等を活用し、順次に被害箇所の復旧を進めてまいります。

以上で、（ア）の復旧状況について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） （ア）の被災者支援についてと、（イ）について福祉課からお答えいたします。

（ア）の被災者支援については、8月11日に災害救助法の適用を受け、避難所の設置運営、被災住宅の応急修理や賃貸型応急住宅の提供、学用品の供与など、また、浸水被害を受けた家屋の消毒や災害ごみの仮置場の開設、社会福祉協議会協力のもと、災害ボランティアによる住居内の汚泥の除去や、住宅の後片づけなどの支援を行っております。

また、上下水道使用料の減免措置や災害援護資金の貸付なども実施していくこととしております。

次に、（イ）の高齢者世帯への支援体制についてですが、発災直後から民生委

員さんに協力をお願いし、ひとり暮らしや高齢者世帯等への訪問を行い、見守り確認や被災状況の確認などを行っていただいております。

今後、孤立しがちな高齢者の皆さまが安心して生活できるよう、定期的な訪問や電話等による健康状態の確認も含め、見守りを強化するとともに、被害状況に応じた各支援の手続漏れがないように、引き続き民生委員さんや社協などと連携し、制度の案内のみにとどまらず、それぞれの世帯や個人が抱える状況や課題に応じた細やかな支援に取り組んでまいりたいと思います。

以上で、福祉課からの答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 1項目めの（ウ）の質問についてお答えいたします。

災害ごみの処理につきましては、地域全体の公衆衛生や生活再建に不可欠であります。

片づけが遅れることで、住宅の修理が進まなかったり、衛生的な面で健康被害につながったりして、生活再建が遅れることにもなりかねません。

町では、今回の大雨被害に伴い、8月13日の午後から災害ごみの仮置場を開設し、収集集中的な収集を進めており、これまでに延べ3,000台を超える搬入車両に対応してまいりました。

災害ごみにつきましては、それぞれのご家庭で片づけていただいているものと思いますが、高齢者や障がい者、一人世帯など、自力での片づけが難しい世帯があるのも事実でございます。

このような状況に対しましては、ご家族はもちろんのこと、地域住民の皆さまが協力して、片づけが進んでいるものと存じております。

また、社会福祉協議会では、8月14日にボランティアセンターを立ち上げ、自身での片づけが困難な32件の依頼に対応しておりますが、9月7日時点で、ほぼ全ての案件の作業が完了していることを確認しております。

こうした状況を踏まえまして、災害ごみの片づけに関しましては、ある程度の目処がついたものと判断し、仮置場につきましては、9月14日をもって終了することを決定いたしております。

これで（ウ）の質問に対してお答えを終了いたします。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 本当に大きな被害で、私もびっくりいたしましたが、被害を受けられた方々も、後片づけに大変追われて苦労されていました。

今普及状況も含めてお伺いしたわけですが、時間の関係もありますので、1つ、2つちょっと聞きたいというふうに思います。

1つは、先ほど梨農家の話もちよっとしましたが、片づけが終わっていない世帯というのは、私が回った中でもあります。

私が回った中で、高齢者の方の家を見に行きましたが、災害の当日をほぼそのまま、私が、片づけは手伝ってもらえるから、連絡しましょうかという話も

し、私がぼちぼちと言われたんですが、電話番号を書いた書類も渡してここに電話してくださいというふうになりました。

しかし、先日行きましたが、まだまだそのままで、床下には水が流れ込んだ跡がついていました。

やはり、災害があった後から翌日新聞に災害の状況がずっと逐一載ってきましたが、これも、新聞をずっと見ていましたけども、氷川町の場合、床下、とか床上とか、数字が余り変わっていなかった、8月14日から数値は余り変わっていないように見受けられました。

やはり、漏れが私はあるんじゃないかなあと思うんですが、まず1つは、もう少し、そういった世帯は把握されていると思いますので、もう一度、民生委員さんなり、区長さんなりを通じて、何か心配ないですかということを調査できないものかなあというふうに思います。

それが1つと、先ほど消毒を始めましたという話が、福祉課からありました。

これも、浸水したところは、それが乾燥して、今度それが舞って、その後に健康被害が出てくるということが新聞でも出されていました。

そういうことも考えれば、やはりもっと丁寧に調査をすべきだと思いますが、その点は福祉課になるんですかね、どうでしょうか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） ただいまのご質問の消毒の件につきまして、お答えをさせていただきます。

消毒につきましては、それぞれ希望される方から申請を頂いての消毒作業ということになります。

現時点で176件の申請を頂いておりまして、既に155件は終了をしているところでございます。

今後、まだ乾いてないとかおっしゃってるご家庭がございますので、そういったところにつきましては、今後随時実施をしていく予定でございます。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君、

○4番（吉川義雄君） ぜひ、やっていただきたいと思いますんですが、私は鏡の出身で、私の弟も、町内会の世話役をしています。今度水害があつていろいろお話をいたしました。やはりなかなか家に上がってどうぞとか、そういうふうにはなかなかなくて、そういうところには、自らがチラシも持って、そして消毒してあげますよという声かけをやったということです。ぜひそういう点も考えていただきたいと思いますというふうに思います。

それからもう1つは、災害ごみについては、例えば、八代市は8月31日までの予定でした。

それから、9月10日まで延期されて、それで終わらないということで、今では9月30日までということで伸びています。

先ほど言いました、片づけが終わってない世帯のごみは、今後どうすればいいんでしょうか。

大きいごみは終わってるのかどうか分かりませんが、済んでないところの部分はあると思うんですが、どうですか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 先ほどお答えしましたとおり、集中的な収集にしましては、9月14日をもちまして終了するということでございます。

今吉川議員がおっしゃったように、まだ片づけが進んでないという部分もあるかと存じますけれども、そこにつきましては、今後、まだ検討していく必要があるかとは思っています。

田んぼとかも、まだいろいろ流れ込んでるごみがあるというお話も聞いておりますので、そこら辺につきましては、今後の対応を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） お願いをいたします。

今田んぼの中に入っている流木の話をちょっとされましたが、私のところに、これどこに持っていけばいいという話がありました。

短いのは、燃える袋で出していいんですかという話もありました。

やはりまだまだ、そういうのは出てくると思いますので、今後どうするか、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

最後にもう1点は、やはり防災行政無線でいろんな災害に対する支援、それから関係の放送がされているわけですが、当日は雷も相当鳴ってブレーカーが落ちた家庭もたくさんあったわけです。

これは事後であります。しかし、この放送をよく聞き取れなかったとか、あるいはホームページを見れと言われてもどこ見るんですかという高齢者の方もおられました。

私は、関係する書類を届けることもいたしましたが、やはり今後の課題として検討していただきたいのは放送と併せて、一定の体制がとれたら、紙の媒体でも必要なことは伝えていく必要があると思いますが、この点はどうでしょう。

○議長（米村 洋君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） まず、防災無線についてなんですけれども、防災無線につきましては、先ほど停電の場合というのがお話ありましたが、停電の場合も、動くように、電池とかが入っておりますので、本来そういったところのきちんとした交換とか、そういった部分をしっかりしていくことで対応できるのかなと思っております。

あと、紙媒体での周知、そういったものも、特に高齢の方とかホームページとか見れない方もいらっしゃると思いますので、そういった部分についても、地区防災組織などの活動も通じて、しっかりお知らせしていく必要があると考えてお

ります。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君、マイクをもう少し近づけてしゃべって。
吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） ぜひお願いしたいと思います。

1つだけ最後に、電池の件ですが、以前は電池の入替えがあってました。
今は電池の入替えは、本人がするようになってるんだというふうに思います。
実は、ブレーカーが落ちると分かって、スイッチ入れてあってという話もあり
ましたが、防災無線の受信機そのものが、もう電池が入ってないという家があり
ましたので、その方には電池を入替えた方がいい、大丈夫ですから、安心してくだ
さいという話をしました。

ぜひ紙の媒体も含めて、そういった細かい支援をしていただきたいと思います。
す。

町長も以前、熊本地震もそうですが今回も、被災者に必要な支援をすると、支
援に全力を傾注すると、いうふうに言われています。

また、しっかり被災者に寄り添ってやっていくんだという決意も以前されてい
ますが、ぜひお願いをしたいと思います。

次の項目の答弁をお願いします。

○議長（米村 洋君） 次に質問事項2、平和運動団体等の町訪問者への対応につ
いて、（ア）から（ウ）まで一括して答弁を求めます。

総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） それでは質問事項2、（ア）から（ウ）につきまして
一括してお答えいたします。

まず平和運動団体につきましては、今年に入りまして6月10日に来庁されま
した、原水爆禁止国民会議の要請と、7月14日に来庁されました、原水爆禁止
国民平和大行進の要請が行われております。

出席者の方に対しまして、氏名等の記帳をお願いしているところでございま
す。

この件に関しましては、複数名の来庁者の方々からの町の要請に対応するとい
うことでしたので、対応記録を残すための出席者確認のために、記帳お願いした
ところです。

この記帳に関しましては、特に強制したものではございませんで、書ける範囲
でお願いしますということで、記帳をお願いいたしました。

名簿の記帳につきましては、確認しましたら2年前から行っておりまして、対
応記録として確認をしております。

また、名簿記載に関する明確な基準につきましては、特にございません。

今回、この名簿の記載については、私の判断でお願いをしたところです。

来庁者の名簿につきましては、内部資料ということで、対応記録と一緒に管理
しているところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 私は7月14日には、一緒に参加をしたわけですが、名簿を書くように渡されました。

私は、書きたくない人は書かなくてもいいですよって話はその時もしました。

ただ、私が気づいたのは、今回の名簿1つ違っていたのは、なぜか、生年月日まで書くようになってると思います。記録になってるでしょう。

ここまで書かせるのかなあというのがちょっと、私は何に使うんだらうというふうに思いました。

氷川町に来た方が、私にほかの自治体では、ここまで書くことはありませんでしたって言われたので、私は、必要なのは、名前と住所、こういった団体が来た場合は団体の責任者だけでいいんじゃないかというふうに思います。

そのようにぜひ改善をしていただけないかなあというふうに思うわけです。

それから、以前はなかったんですよ。今言われたように、2年前からこれが始まったんですね、あれっていうふうに思いました。私の記憶では、今回、多分撮影をされてると思うんですよ。これもうできれば確認してください。

やはり1つのきちとした基準を基づいて、誰が何を要したか、どこの誰かというのは、やはり町としては知る必要があると思います。

ここは分かるんですよ私も、だから、今基準がないって言われましたが、やっぱり基準を1つ決めて、そしてやるべきだと思います。

課長の判断で今度には行いましたということですが、やはり不審に思う人だっただくさんいるわけですね。

だからそういう点では、今後は、基準を決めて、さっき課長が答弁されたように、どんな要請が誰からあったかをきちっと記録残したい。

それは当然、受ける側の責任として私は必要だと思うので、そういったことを説明すれば、みんな不審に思わなくても書くんじゃないかというふうに思いますが、今後、私が提起しました代表者だけで済むんじゃないかというふうに思うんですが、その点はどうですか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） この記録用紙の様式につきましては、私もちょっと確認がしっかりできておりませんで、後で確認しました生年月日まで入っていたということでしたので、そこまでとる必要はないかなと考えております。

ですので、今後、こういった出席者の確認をするにあたりましては、先ほど議員から申されましたように、名前、住所ぐらいまでは必要かなと思っておりますので、そういった形で今後は取扱いたいと考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） ぜひそのように改善をしていただきたいと思います。

いろんな団体が来るわけですので、全然記録もとらないということはよくないというふうに私も思っています。

内容はちょっと違うんですが、静岡県のある町で、住民がいろんなことで来る、また議会でいろんなお願いをする。

その時に、いろんな付度をしたということがテレビでも放送されました。

私は、うちの町の対応は、すごく立派だと町長思います。

懇切丁寧に課長たちが対応しています。

これについては、物すごく、参加した人も評価をしていますので、これからいろんなことがあると思いますが、ぜひ町長のほうからもしっかりと各担当課を指導していただきたいと思います。

次にお願いします。

○議長（米村 洋君） 次に質問事項3、立神峡公園の指定管理について、（ア）から（エ）まで一括答弁を求めます。

地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 質問事項3、（ア）から（エ）につきまして、一括してお答えいたします。

（ア）につきまして、定期的に公園内の草刈り、除草、清掃などは行われており、協定書に基づきまして実施されているところです。

なお、公園敷地が広く、自然公園でありますので、特に夏のこの時期では、作業が追いつかない場合も考えられますが、実施状況につきましては、日報等について確認しているところです。

（イ）につきまして、除草剤の使用につきましては、指定管理者に確認したところ、使用しているとのことで、傾斜がきつい斜面であるとか低木の樹木の周辺など、草刈り機では対応が難しい場所に使用しているとのことです。

来園される方々が往来したり、遊んだりする場所につきましては、使用していないということで、来園される方々への安全対策につきましては、十分注意して作業に当たっています。

（ウ）につきまして、指定管理者とは担当課におきまして、毎月定例会議を行い、管理状況などを確認しています。

また、7月には町長から口頭にて指導、8月には文書にて町長から指定管理者に行政指導として直接勧告を行っています。

（エ）につきまして、これまで不適切な料金の徴収や対応の事案がありましたが、指定管理者においては、真摯に反省し適正に管理されていますし、町からも口頭及び文書にて強い指導を行っていますので、指定管理者との指定につきましては、解除は考えていないところです。以上で、答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 協定に基づき、きちんと行っている。

それは、日報で確認をしているというふうに言われました。

協定の中の第2条第1項で、清掃のことが規定してるわけですが、私が現地を見に行った期間中、作業をしていたのは、協議会の会長1人でした。場所は、何

箇所も1人で行われていました。

月に1回以上全作業員による集中的な作業を行うというふうになっていると思います。

8月は何日に行われたか、報告が上がっていますか、上がっていれば教えてください。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 日報につきましては、本日持っておりませんが、現実的な日にちはちょっと、後ほどお答えさせていただければと思います。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 後でいつ行われたかは、議会終了後でもいいです、教えてください。

月2回以上は全員でやる、特に夏場シーズン前はもっと行うというふうになっていると思います。

もう1つ聞きます。

施設内に設置してある、幾つかエアコンがあると思いますが、この問題は以前もちよっと聞きました。

エアコンの清掃点検というのは、誰がするようになっていきますか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 6月議会でもご指摘頂きましたとおり、利用される前には、冷蔵庫であるとか、そういったエアコン、設備、ログハウス等の施設につきましては、指定管理者が確認するという事になっております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 議長、資料をちょっと、配っていいですか。

○議長（米村 洋君） いいですよ。

○4番（吉川義雄君） 今、渡したのは、エアコンのフィルターを各家庭でも外して掃除をされると思いますが、それも私のところにメールで送ってきた写真です。

もう言いたくないがってということで、私に届いたものであります。

それは、1年で付くような状況ではないというふうに判断します。こういうのが、以前もあって、以前もこの方がきちっと掃除をした。

なぜか、子どもが臭いと言ったから見てみたら、こんなにゴミがありますよということです。

それから、もう一つ、2枚目、3枚目に、立神峡には安全対策として公園内の河川にブイを設置するとなっています。

業務仕様書の中には、遊泳事故防止のためのロープ・ブイ・救命浮き輪を設置し、9月には撤去するとなっています。

しかし今回、8月11日の豪雨でブイは流されてしまいました。

その後は、協定にあるロープ・ブイ・浮き輪は多分設置されなかったというふ

うに思います。

これも、私のところに電話がありましたので、それは大変だと、見つけに行こうということで、回ったら、立神峡の地区にわたる橋脚、J Rの有佐駅の近くの鉄橋の橋脚にブイは引っかかっていました。

このブイは、金額的にも相当かかると思うんですが、このブイが流された関係で、また新しく設置する必要があると思うんですね、来年度、9月には撤去となっていますから。

これは町の持ち物ですか、指定管理者の持ち物ですか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） まず、エアコンの清掃につきましては、こちらは改めて確認させていただければと思います。

それからブイにつきましては、これは町のほうで購入して指定管理者に設置撤去をお願いしているもので、今回の大雨の降る前に、1つが100メートルぐらいございますので、なかなかすぐに撤去っていうのは難しいこともございます。

2、3年前にも1度大雨で流された経緯もございまして、町のほうで改めて購入したもので、立神地区内の橋にかかっているオレンジ色のブイにつきましては、既に指定管理者のほうで回収をしております。

ただ、J Rの鉄橋の下に引っかかっています分につきましては、なかなか水位が下がったところで回収したいということで、深いところもございますので、安全なところで回収をできればと思っております。

もし回収ができないような場合は、また改めて業者等に依頼して回収をできればというところで考えているところです。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） ブイも回収するということですが、こういったことが決まっている以上、これから、特に台風シーズンとか大雨とかかなり早くから予測もできますので、何か改善の方法を考えていただければというふうに思います。

除草剤は使用しているということですが、除草剤についても、いろんな薬がありまして、先ほど言いましたように、使い方を間違えると大変なことになるというふうに言われています。

実は、除草剤じゃないかということで、撒いているところの、写真も見せていただきました。

なぜ、こんなにいろいろ訴えが来るのかなあとちょっと思うわけですが、除草剤については、私は基本的には使用しない場合に、費用がかかるんだったら、町と管理者との間で、ぜひ、話し合っていてやっていってもらいたいと思うんです。

先ほど言われた人が通るところとか、そういったところでは使用していないということですが、写真はそういうところも含めて写っているんです。

だから、私は、薬剤も撒くて書いてあるから、薬剤なのかなあとということと判断した面もあるわけですが、ぜひ、しっかり指導していただきたいと思います。

もう時間もないので、ちょっとあれですが、3番目の、指導の問題で町長からは、8月ですか、口頭または文章で行政から、指導勧告はされているということで、これは後で西尾議員さんが質問をされていますので、西尾議員に譲りたいと思います。

4番目の指定管理者と住民との間のトラブルについて、先ほど話をしましたが、実は先日、この録画されたものを、地域振興課長にも見ていただきました。

率直な感想をまず聞かせてもらえますか、見られた感想を。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 町のほうが立神峡公園を指定管理として委託して管理業務上での行動ではございませんので、あくまでも指定管理者の個人的な行動と判断いたしますので、答弁は控えさせていただければと思います。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 実は、この内容はなかなか問題があるわけですね。

だからこの人は、警察にも相談したわけですよ。

もう少し詳しくちょっと話をしたいと思うんですが、まず、ドライブレコーダーに映っているのは、立神峡の第1駐車場というんですか、吊橋のあるところの駐車場から始まるんですが、そこを来る車で通行する時に、団体関係者が写ります、軽トラックで、そのままずっと、その人たちは東陽の道の駅の先のところも眺めながら、黒淵に向かっていくんですが、道の駅の近くで、少し時間とって黒淵まで行かれます。

黒淵のところの道路の横に車をとめようと思ったら、前から走ってくる車ももう現に団体関係者の車なんです。

本人たちはお客さんを全部乗せて、また車で帰るわけですが、団体関係者は離れたところで車をとめています。

それで、車が停めてあるのでお客さんたちが、あれなんだろうあの車さっきからついてくるねってということで、運転された方が、その軽トラックに近づくと、軽トラックは、言い方悪いですが逃げようとする。

ちょっと待って、止められて何してるんですかというふうにしたら、たまたまだいう話をそこで会話があるんですね。

しかし、あなたは何かしてましたねって、今、録画し、スマホで撮ってたでしょうという話をすると、撮ってって何が悪いと、開き直ってるわけですよ。

そこでいろいろやりとりがあるんですが、軽トラックはUターンして帰っていくから、その人は、帰ってきて、帰られましたよということで、今度は、運転手は立神に帰ろうと思って行くとまた途中で擦れ違うんです。Uターンしてきてるんです。

もうそれが全部映ってるんですね、今の車はドライブレコーダーは全部当たり前ですが、前も後ろも、ドライブレコーダーの映像が残っていました。

私はこうした、まさに管理業務とは、全く違うわけですね。資質の問題だとい

うふうに思うんですよ。

先ほど草剤の話をしてしましたが、実はこの方が、除草剤撒いてるんじゃないかって注意をしたら、俺は何でもしていいんだって開き直っておられるわけですよ。

だからこれは、除草剤そのものも問題なんですけど、その時に、いや、ここは草刈りができないから、使っていいようになってるんですよと、だから使いましたって一言言えば何もトラブルにはならないんですね。

そして、その注意した人にも、さっきカメラで撮ったろう、スマホをやれってというようなやりとりがあってるんですが、今本当に記録は全部残るんですよ。

私たちも自分でも車運転する時に、ドライブレコーダーを付けてるから、車中の会話も全部記録として残るんですね。そういう時に、こういったことをやっている。

私は、このことは、やはり、協定に沿ってふさわしい団体なのかなって思うんですが、町長どう思われますかこの点は、こういったことをやっぱりやってしまう人っていうのはどう思いますか。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 先ほど課長がお答えしましたけれども、いわゆる指定管理の業務内のことなのか、私的なことなのか、その辺りやはり整理をする必要があるかと思っております。

その上での判断になっていきますので、そういうそういった、いわゆるもう警察に届けてあるということですので、しかるべき対応がされるものと思っております、その結果をやはり注視をする必要があるかなというふうに思います。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） これは、なぜ今このことが起きたかという、やりとりの中で分かってきたんですが、実は、毎年、氷川町では立神峡里地公園を使って、町内の小学校の児童による宿泊体験通学事業ですかね、これが行われています。

この事前説明会が行われました。

その時に、保護者の方からいろんな意見が出てるんですね、指定管理者に対する質問も含めて。

これは、担当課にそういったいろんな意見がありましたということだけ、私も聞いてるんですが、何してるんですかって聞きに行った時に最後の言葉が、おまえたちは、宿泊通学でっていう発言もしてるんですよ。

だから、本当に私は、資質に問題があるというふうに思います。

やはり、いつまでもこういう団体に、こういう大事な氷川町の観光地を任せて行くことは、かえって評判が悪くなってしまうんじゃないかなあというふうに思います。

この間、指定管理制度というのかなり私も勉強させていただきました。

その中に、指定管理者に対するいろんな問題が起きてくるわけですが、一つは

指定管理者に対する労働法の補法令の遵守というのがありまして、指定管理者は労働基準法や、そういった最低賃金、労働関係の法を遵守しなさいと、法的義務をしっかりと負うんだよと。

自治体にはその監督責任が課せられますっていうふうになっています。

また、この中に、施設の効果的な運営を目指すと、その中で、やはり指導・管理・監督責任は設置者である自治体にあります。

適切な管理監督しないと住民サービスの低下に繋がっていくんだということが、かなり書いてありまして、最後のまとめとして、住民からの意見や、苦情に真摯に、運営状況に反映させる仕組みも大事です、真摯に対応しなさいということがここに書い台あるわけですが、私はこの点が本当にできてないというふうに思うわけです。

町が、決めたこと以外だからと言われましたが、私はこの点では、そういったことを行うということをやっぱりやめさせるのは、町の責任だと思います。

私は町長に言いました。

町長もそういうことですぐ、足も運ばれて、手を打っておられます。

私はこういうことをすれば、もう二度とおたくにさせないよという強い意思を伝えていただきたいと思いますのですが、再度町長どうでしょうか。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 先ほど課長からも答弁いたしました、1回口頭で7月に注意をさせていただきました。

そのあと、本人を呼出して、文書によります、いわゆる勧告という形で、通知をいたしております。

これまでのさまざまな苦情、あるいはそういった課題を含めて、勧告という形で注意をさせていただいたところでありまして、1番強い指導でありまして、そのあとはないんだよという話でございます。

要は不退転の決意で頑張りたいという話をしたところでありまして、今、さまざまなまだいろんな課題があるとするならば、きちんとまた担当課を通じて、しっかり指導を進めていきたいと思ひますし、立神峡公園、町の景勝地であります。

大切な財産でありますので、そこを守っていくというのは、いつも言っておりますけれども、しっかり管理していく必要があるというふうに思っておりますので、今後も必要な指導はしっかりと続けていきたいというふうに思ひます。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君、この除草剤を撒いてはならないところで行ってる。そうしたら注意されたら、指定管理者が、開き直ったって、それは事実なの。議会としてもだね、この件に対してはだね、ちょっと。問題あるなということやね。

○4番（吉川義雄君） 私は、町からかなり強力に指導されて、勧告まで出された、もし少しでも反省の気持ちがあれば、車で付け回すだとか、対応する態度も

変わってしかるべきなんです、それができないというのが、私は本当に残念でなりません。

私も長く議員させていただいて、議会広報誌を当時の議長と、大論争して氷川町議会だより清流氷川というのを発行させていただくようになりました。

その第1号の表紙は、立神峡なんですよ。子どもたちが、遊んでる写真なんですよ。

今日ちょっと大きくして持ってこようと思ったんですが、やはり町長も言われたとおり、もっともっと多くの人に来てもらいたい。来た人たちが本当に喜んで、帰っていただきたい。

そういう町にしてみれば1番大事なところですので、この点では本当にこういう質問をして終わりたくないわけですね。

だからぜひ、もう一度本人にも確かめてそういうことを、したのかということも含めて、指導を再度お願いをして私の質問を終わります。

○議長（米村 洋君） この、フィルターだけど、指導勧告をした後において、こういう状態なのか。

町長から、勧告書を出してからこういうことやっとなるの。

○4番（吉川義雄君） その写真は、今年の8月にとられてる写真です。泊まった人にですね。それから、車でつけましたのは記録を見れば日にちも分かります。6月の議会の後のことです。

○議長（米村 洋君） 車のことは、個人間のことだからよく分からない。

ただ除草剤は、指導勧告をした後にこういうことに対して開き直ったものの言い方しとるのかということ。

○4番（吉川義雄君） それは本人にもう1回確かめます。

ただ本人の記録がありますので、写真がありますので、何月何日撮ったと今のカメラは分かりますので、再度それは。

ただ、撒いていることだけははっきりしたということです。

○議長（米村 洋君） それは、例えば、勧告した後に、こういうこと発言をしとるということにおいてはね、それは問題あるぞっちゅうことは、その辺のところがちょっと確認して。

○4番（吉川義雄君） 分かりました。終わります。

○議長（米村 洋君） 以上で、吉川義雄君の一般質問を終わります。

ここで、5分間休憩をいたします。

-----○-----
午前10時 分
午前10時 分
-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に2番、西尾正剛君の発言を許します。

○2番（西尾正剛君） 2番議員、西尾でございます。

いよいよ、今任期の最後の一般質問になりました。

一般質問は3項目ありますが、それぞれの質問は、執行部の事実関係を明らかにするだけにとどまらず、現行の政策を変更あるいは新規の政策の採用提案するものもあります。

限られた時間内でありますので簡潔なご答弁をお願いいたします。

まず1項目めは、氷川町の空き家対策についてです。

全国的に空き家が増え、喫緊の課題となっていますが、氷川町では、令和7年1月に空き家等対策検討委員会が発足しました。

委員会では、今後、特定空き家・管理不全空き家が認定され、助言、指導監督がされていくものと考えますが、氷川町ではどんな政策を考えたら、空き家の抑制や減少の効果ができるのか、疑問点のみならず、政策の提案を申し上げたい所存です。

2項目めは、氷川町職員の給料についてです。

国家公務員の給料と比較するラスパイレス指数では、氷川町は、熊本県内の自治体で、令和5年は最下位、令和6年は40位の結果です。

せめて県内の平均値の給料にしないと中途退職者が出たり、また職員のモチベーションに影響するのではないかと考えます。

その対策をどう講じているのか、お尋ねいたします。

3項目めは、立神峡里地公園管理運営協議会の不適切な料金徴収の件です。

これまで全ての返還金手続を終了したとのことでしたが、最終的には幾ら返金して幾らの額を返金していないのかをお尋ねします。

また、条例に違反して徴収された使用料ですから、返金できなかったお金は、管理運営協議会の収入で終わらせるのではなく、町の施設を使用した使用料ですから、町の財源になるように就農させるような行政指導ができないかをお尋ねします。

先日、管理運営協議会で再度不手際があり、町は勧告書を発出したと耳にしました。その内容と町対応をお尋ねいたします。

以上、ご答弁よろしくをお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君の質問事項が3項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、氷川町空き家・特定空き家管理不全空き家に対しての対策について、（ア）から（ウ）まで一貫して答弁を求めます。

税務課長、荒平健二君。

○税務課長（荒平健二君） それでは、西尾議員からのご質問1項目め、（ア）、（イ）につきまして、一括してお答えいたします。

まず、（ア）についてお答えいたします。

町内に63件ある、管理不全空き家6件を含む周辺環境に影響を及ぼす恐れのある空き家につきましては、適正に課税をしております。

また、徴収につきましては、固定資産税全体で見ますと、令和6年度の徴収率は

現年分で98.96パーセントとなっております。

また、町税の未納につきましては、徴収係にて適切に対応をしているところでございます。

続きまして、(イ)につきましてお答えいたします。

固定資産税は評価額を課税標準額としており、宅地の課税は住宅用地の場合、200㎡までの面積は評価額の6分の1、それを超える面積につきましては、評価額の3分の1の額を課税標準額とする特別措置が設けられております。

しかし、住宅が解体されて更地になりますと、特別措置の適用がなくなり、税額が増加することになっております。

全国的に空き家が増加している中で、その解消を促す取組としまして、空き家解体後の固定資産税の取扱いにつきまして、解体後も年限を定めた一定期間、解体前と同様の特別措置を適用する自治体もあります。

一方で住宅が建てられていても、一定の状態に該当する場合には、住宅用地特例の対象から除外する措置がとられている事例もあっております。

本町税条例における固定資産税の減免につきましては、貧困による公私の扶助を受ける場合、公益のため直接専用する場合、災害等により著しく価値が減少した場合、その他特別な事情がある場合と規定をされております。

ご質問の空き家の解体後の固定資産税の減免につきましては、対象条件、効果、適正、公平な課税等の観点から、慎重に検討をする必要があると考えております。

以上で、(ア)、(イ)の質問に対します、税務課からの答弁を終わります。

○議長(米村 洋君) 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長(村上孝治君) それでは、質問事項(ウ)につきましてお答えいたします。

住宅リフォーム等促進事業補助金につきましては、町内産業の活性化と町民の生活環境の向上を目的に、平成24年度から事業を実施してきています。

補助対象工事費の20パーセントを上限額が20万円の補助事業で、平成24年度から令和6年度まで、延べ1,011件の利用があり、対象工事費13億5,335万円に、町の補助1億6,610万円の補助を行っているところです。

解体工事につきましては、空き家の解体を促進する目的で、この住宅リフォーム等促進事業の中で、平成26年度から開始し、補助率及び補助上限額ともに、リフォーム等と同様に補助を行い、実績といたしましては、平成26年度から令和6年度まで、44件の利用がっております。

また建設下水道課では、令和7年度より、老朽危険空き家等除去促進事業補助金を予算計上しており、これは近隣住宅や道路等に影響を及ぼす可能性がある老朽危険空き家等の解体に対し上限で60万円を補助するものです。

空き家の状況に応じまして、どちらかの補助金をご活用頂ければと思います。以上で答弁を終わります。

○議長(米村 洋君) 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 税務課長の答弁としては、慎重に検討するということで理解いたしましたが、まずこれは、先月の8月4日、議会の全員協議会で建設下水道課から空き家対策の進捗状況の報告がありました。

それがこの資料で配られたんですけども、この中で、所有者が判明している空き家の件数と、所有者が判明せずに、調査中という、空き家の件数の進捗状況の説明でした。

そこで、この説明の中で、空き家の実態調査は倒壊の恐れあるランクDの18件、調査不能と報告された45件の合計63件、の建物数でしたが、固定資産税が適切に賦課されて徴収されているのか、その点を、この63件でしたが、税務課長にお尋ねした次第です。

このほかのランクでの合計199件、この点についても、適切な課税と徴収、先ほどの税務課長の話では徴収率は98.9パーセントということでしたが、この残りの199件についても、適切な課税徴収が行われていますか。

○議長（米村 洋君） 税務課長、荒平健二君。

○税務課長（荒平健二君） 今言われた固定資産税につきましても、適切に課税をしております。

また、徴収につきましても、適切な徴収を行っているものと考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 懸念しているのが、所有者不明で固定資産税の徴収ができないというような空き家があるのではないかと。

そういったところは、納税義務者に通知を発出しても、返送されて来るのではないかとことを懸念してたんですが、その点は、返送されてくるとかそういったのは、空き家を対象がなってくるわけなんです、そういった件数ありますか。

○議長（米村 洋君） 税務課長、荒平健二君。

○税務課長（荒平健二君） 空き家につきましては、所在不明等につきましては、若干ですがあるのはあります。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） これは担当者から聞きましたところ、これは全国の自治体でもう大変な問題なんです、それで四苦八苦しているわけですが、担当者に聞きましたら、毎年10戸程度が空き家になっているそうです。

いかにしたら、空き家の発生を抑制しながら、件数を減少していくかというのが、町としても今後とも大きな課題になってくるわけなんですけれども、数件の返送というのはあるみたいなんです、これは以前、ほかの議員から同様な一般質問があつてます。

その段階で、税務課長の議事録を読みますと、適正公平な課税が確保できるかで、考慮したい。

9月の一般質問では、不平等が生じるため、考えていない、そういった答弁にな

ってます。

しかし、今年早々、この空き家対策検討委員会が発足しましたから、状況が少し変わってきたかというふうに考えます。

全協の説明では、管理不全空き家ということで6件を認定した旨の報告でしたが、そこで建設下水道課長にお尋ねいたします。

この6件を認定したからには、一昨年6月に改正された、空き家対策推進に関する特措法、この13条に基づいて、助言、指導を行っていくと思われそうですが、どういった進め方で助言指導をやられますか。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 6件の管理不全空き家につきましては、現在、文書や電話による助言指導を行っておるところでございます。

今後も、管理不全空き家が、特定空き家とならないように、助言指導を行って空き家の解消に向けて取り組んでいきます。

また、現在までに助言指導で、解体まで結びついたケースもあることから、粘り強く、取り組んでいきたいと考えております。

また、空き家対策の進捗状況や検討事項は、空き家等対策検討委員会の議題とし、検討委員の助言をもらいながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） これが法の13条、22条に最終的には勧告を行うというふうになっています。

これは、課長が言いましたように粘り強くというようなことなんですが、勧告まで行き着くっていうことになりますか。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） この助言指導につきましては、何遍もお願いしていくということで、町もこの段階で進めばということで考えておりますが、どうしても指示、指導に従わないとか、そういったケースがございますならば、検討委員会のほうに議題として、その中で意見をもらいながら、勧告等も進めていけたらと考えております以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） この大事なところが、勧告を行ったならばこの地方税法の349条に規定する、先ほど税務課長が話しました。

この住宅用地の特例の除外、これを行うということができることになります。

これも税務課長が今紹介しましたように、これが管理不全空き家に認定されて、勧告まで行えば、これが除外することができますと、これ実際のところ負担調整措置ってのが適用されますので、6倍にはならないんですけども、実際の話で、これは固定資産税が6倍になるからといって、荒れた家屋を解体しないという所有者もおられるようです。

そこで、これはもう町長の制度設計の話ですので、町長の考えを聞きたいと思い

ますけれども、これは満遍なく空き家に対してそういった軽減措置っていうの外すということじゃなくして、認定を受けて勧告まで行ったこのケースについては、6分の1の軽減を外します。

ただし、これも期間を設けて、5年間で猶予しますよというような制度をつくって、倒壊の恐れのある、空き家の解体を促すというような制度設計はできないでしょうか。町長お願いいたします。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 今年検討委員会を設置をいたしました。

それはやっぱり、空き家対策に対する強い姿勢を見せるということで、町の姿勢を今見せているところであります。

その上で、先ほどの6件の指定をしたところでありまして、課長が言いましたとおり、これから指導、助言が進んでいきます。

どうしても、それに従い時には勧告まで行くこともあると思っております。

その上で、先ほどの税法の適用の部分引用していくのかという部分、やはりそこは相関関係がありますので、しっかり整理した上で進めていかなきゃならないというふうに思っております。

1番大切なことは、空き家を解消するのが私たちの目的でありまして、税金を高い税金を払ったらそのままでいいのかと、そういった議論にならないようにしなくちゃならないというふうに思っております。その辺りは、やはり方法と、持ち主さんあるいはその所有者の理解、そちらも併せて含めて進めていきたいと思います。なかなかこの解消にはつながらないというふうに思っております。できる制度設計はこれからも検討した上で進めていきたいというふうに思います。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 検討したいということで、ありがとうございました。

長年空き家になっている家屋を処分したいということで、これまで相談を受けたことがあります。相続に関わっては、これは司法書士とか弁護士に相談したら、相談料がかかります。

町は無料で弁護士相談をやっているんですけども、そういったお金がかかりますので、これが法的には3年以内には相続の手続をなさいということに去年の春からなっているんですけども、なかなかほっぽり出しとったら、数次相続といって相続人が法定相続人が何十人もなっているケースになって、所有者が分からなくなってしまうと、そういったケースもあります。

ですから、そこはもし問題がなければ、私が所属しております宅建協会とか、個人的にもボランティアで構いませんので、そういった司法書士とか、弁護士とかの橋渡し、そういったことは可能だと思いますので、ぜひそういった制度的なものも、ご検討頂きたいと思いますがいかがでしょうか、町長。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 先ほど申し上げましたとおり、空き家を解消するのが私たち

の目的でありますので、その手段として、さまざまな手段があるのかなというふうに思っております、私もできる対応はしていきたいというふうに思っております。

1 番心配しますのは、それぞれの法定相続にたくさんいらっしゃるみんなが、放棄してしまって、責任持ちませんといったふうになってしまつては、また本末転倒の話でありまして、その辺りは、やはりしっかりと理解をしていただく、そういった努力も、私たちを進めていかなきゃならないというふうに思つてるところであります。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2 番（西尾正剛君） この次の空き家の解体補助の件なんですけども、これが年度新たに予算が組まれまして、課長が言いましたように、老朽危険空き家等除強促進事業補助金ということで60万円組まれてます。

これ今の課長の話では、近隣に危険と判断できるところは60万円のケースでと。

ただし、今までのケースで言ったならば、20パーセントの20万円が限度額と、解体される人は、大体概ねの人が、高い補助金をもらって解体したいということでしょうから、この今建設課長が予算措置している、この60万円掛けるの2件、それと、地域振興課長のほうで予算措置されている、この20万円の補助、もうできたら高いほうで補助を受けたわけですから、その辺のルールっていうか、線引きはどこでされるのか。

ただ傍観的に見て、客観的に見て、ここはもう大分迷惑かっているみたいだから60万円にしようねと、そういった線引きはどこの組織でやるのか。

その辺のところをお伺いしたいと思います。

実は、うちの親戚が八代で解体しよつたところ、60万円の補助がすんなり、あんまり難しくなく、すんなり通つておりましたというようなことで、連絡を受けたんですけれども、できれば予算、これはここの何か法律の改正のところで、国とか県とかは、この空き家に対しては補助の拡充とか、財政上の措置を講ずるものとする29条に書いてあるわけなんですけど、社交金とかそういったので、この収入財源で充てられるかもしれませんけれども、そういったよければ高いほうでということになると思いますので、線引き、それを建設課長にお願いいたします。

○町長（藤本一臣君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 先ほど地域振興課長からお話がありましたが、近隣及び道路等に影響を及ぼす可能性がある、空き家の中でも、特に老朽危険な空き家ということで、これに対して、60万円の補助を出すということで、今年予算計上させていただきました。

町のほうといたしましても、周知のほうはまだ出来ておりませんで、この辺を周知する必要があると考えております。

隣市になりますと、この応募方法というのが、老朽危険空き家の場合におきまして、補助を使いたい場合ですと、事前調査を申し込むということで、ある一定期間の間に申し込んで、それを応募頂いて市のほうで、空き家の判定を行います。

この判定基準に基づいて、該当すればその中で補助金の確定という形で事業は進んでいきます。

町におきましても、判断基準を設けまして、その中で進めていくというような形を考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） この項目は最後でお願いしたいんですが、ほかの県内の自治体の補助額をネットで調べてみました。

八代・天草・上天草・宇城市が上限が50万円、八代市は60万円ですね、ほか50万円で、美里・長洲とかは、美里とかは3分の2の限度で100万円、長洲町は2分の1で上限50万円、そういった金額になっております。

これから減らすためにこういった促進するということで、補助金を活用して解体するというようなことが、大事だと思いますし、また熊本銀行とかは氷川町と提携して年3パーセントで、空き家の解体の専用のローンとかも組まれているみたいです。ぜひこういったこともPRしながら、お願いをしたいと思います。

○議長（米村 洋君） 西尾議員ね、八代市の60万円というのはさ、結局くじ引でやるんじゃないの八代市は。

○2番（西尾正剛君） いや、くじとは聞いてません。

○議長（米村 洋君） いや申請したら60万で補助金出すということはないよ、八代市は。

○2番（西尾正剛君） 議長、時間延長してもらえますか。

○議長（米村 洋君） いいよ。あのね、今聞いたのはね、今現在220万円の補助額を見直せないかということを聞いとんだらう。これはどうなの。

○2番（西尾正剛君） 20万、できれば、例えば20万円っていうのが、解体補助で言っとったならば、建設のほうでやっている60万のほうに移行するような形で。

○議長（米村 洋君） 見直すの見直さないのどちらなの。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 今年から建設下水道で60万円という補助、国のそういった補助金を使ってという話でございます。

じゃ、二本立てのほうがいいのか。

もう1本にして、しっかりと空き家の解消にはこの補助金を使ってくれと言ったほうがいいのか、その辺りを精査する時期に来てると思います。

何もありませんでしたので、町のリフォームという形でこれまで20万円という金額を出してきましたけども、解体費は非常に高うございます。

20万が本当にそれで進んでいくのかという議論になってまいりますので、やはり、この補助の額を、しっかりと担保するというのの一つの促しの方法になるかと思っております、先般、都城のほうに研修に行きました。

その時に、あそこはもう市街地の商店の解体ですのでちょっと若干意味合いが違いますけども、数千万円ですよ。

高いところは300万円、500万円あるいは必要に応じては、ビルを仮に解体しますといった時には、かなり高い金額を補助してありました。

財政的に余裕があるからやってらっしゃるんでしょうけども、そこまではいなくても、やはり空き家を解体しようと促しにつながるような補助制度のほうがいいのかなという思いがありまして、その辺り少し整理をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（米村 洋君） 特定だろうが、その管理不全だろうが、そんなこと別にして1回全部解体を20万円からどれぐらい上げるか、それを見直すことが必要だね。次に行こうか、総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） それでは、西尾議員の2項目め、(ア)、(イ)の質問につきまして一括してお答えいたします。

まず、(ア)につきましては、氷川町の一般行政職員のラスパイレス指数につきまして、令和2年度から令和6年までの状況を見てみますと、令和2年が93.3、令和3年が92.5、令和4年が92.5、令和5年が92.2、令和6年が92.9という状況になっております。

類似団体の平均と比較しましても、2から3ポイント低い状況となっております。

ラスパイレス指数が他の自治体と比較し低い要因としましては、人事評価制度の運用が考えられると思われまます。

県内では約66パーセントの市町村で定期昇給に人事評価の結果を活用しておりますが、氷川町では勤勉手当のみの活用となっている状況でございます。

続きまして、(イ)につきましては、町としましても他自治体と同様の業務を行っている中で、職員の給料に差があるということにつきましては、業務に対するモチベーションの低下にもつながるものと考えております。

令和8年1月から定期昇給に人事評価結果を活用することとしております。

また、町の職員組合に対しましても、この人事評価結果の活用やその時期について、お伝えをしているところでございます。以上答弁といたします。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） このラスパイレス指数というのが、職員は皆さん十分分かっているんですけども、職員以外の皆さんにちょっと説明しますと、これは国家公務員の職員構成を基準として、学歴、経験、それで平均給料の月額を比較して、国家公務員の給料を100とした場合での地方公務員の給料水準を指数で示したものです。

ですから、全国の市役所とか役場とかに勤務する地方公務員の給与水準を、給料水準を示す指標としては、このラスパイレス指数が使用されるということになります。

これは、このラスパイレス指数を指標として、適正な給料水準を保つように努めているということになるかと思います。

今年、議会に給与条例案が提案された際に、氷川町職員のラスパイレス指数がな

ぜ低いのかとお尋ねしましたところ、氷川町職員の年齢層が低いからといった答弁の内容でした。

それで、なぜ低いのかというのを、ラスパイレス指数の計算方法とか、過去8年間のラスパイレス指数を調べてみました。

これは毎年9月号、今月の町の広報紙で人事行政の運営状況というのが公表されます。

今月のこの広報紙の中では、人件費の中でラスパイレスも公表されているんですけども、総務課長言いましたように、今年の方は92.2、平均年齢は40歳でした。

これが、昨年なんですけど今年が今月の9月号では、ラスが若干アップして92.9、平均年齢は40歳というふうになってました。

これは各年度ごと、氷川町の給与、定員、管理等というのが、これがネットで公表されてます。

これはどこの熊本県内、ちょっと1箇所、見れなかったところもあったんですが大体のところ、類似団体を基本として、この氷川町の給与定員管理等についてというのを、調べてみました。

そうすると、やっぱり氷川町が過去8年間ぐらいは類似団体等も全国ともこの平均からかなり落ちている状況になります。

そこで、これは類似団体も、これは類似団体というのは同規模氷川町と同規模の自治体なんですけど、これが類似団体では3の1といいまして南関町と錦町、類似団体3の2というのが美里と甲佐、これは平均年齢は氷川町よりも低いか同程度なんですけど、ラスは氷川町よりも高いです。

いずれの自治体もネットで公表されているこの給与定員管理等についてを調べると、総務課長が言いましたように、この昇給への人事評価の活用状況という項目があって、氷川町だけがこの人事評価をせずに、そのために給料反映がないというようなことが分かりました。

ですから、多分ほかの類似団体とかというのは、人事評価をやって給料に反映されているために、上位標準それをやっていると思われます。

氷川町ではこの8年間の中では、平均すると、全国と類似団体と比較しては、3ポイントくらい低いような状態なんですけど、先ほどの総務課長の話では、来年1月からこの人事評価で給料に反映するというようなお話なんですけど、来年1月からやって、どの程度でアップいたしますかね。

ラスの指数というのが、どう見通しされてますか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） ただいまのご質問ですけれども、何年という具体的な期間というのは、今まだ検討はしていないところなんですけど、早い段階で引き上げる必要があるのかなと考えております。

先ほどお話ししましたように、やはり職員のモチベーションというものを保つためには、そういった部分が必要だと考えておりますし、早期にその類似団体と同

じ規模に持っていく必要があると思っております。

ただ運用の部分につきましては、今後早ければ11月ぐらいまでには、めどをつけて検討したいと思っていますところ。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 11月にはめどを立てたいというお話ですが、これが一昔前は1号俸ずつ定期昇給だったんですが、これ、11月に目処を立てるということなんですが、来年1月のこの昇給の際のこの人事評価の結果等を踏まえてということなんですが、これはちょっとちょっと確認させていただきたいんですが、新規の採用者は3号俸、それ以外の職員は標準で4号俸、成績がよかった職員は、標準4号俸に2号俸プラスして、6号俸アップ、更に特に優秀だった職員は2号俸が加算されて、標準4号俸プラスで8号俸アップというようなルールみたいなんですが、それで間違いありませんか。どうなんですか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 今議員が申されましたように、人事評価の結果をもとにしまして極めて良好、特に良好、良好と、そういった区分に応じて号俸あがってきます。

国の運用としましては、特に極めて良好という部分については、先ほど言われたように8号級上げると、特に良好というのは6号級、通常の業務がちゃんとできているという部分については、4号級ということになっています。

ただ、この4号級というのは、現状評価を入れなかった場合でも、4号級は毎年毎年上がっている部分になってますので、そういった部分を今回の運用でもう少し引き上げるとか、そういった検討する必要があるかなと考えているところ。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） ラスがちょっと低かったもんですから、直接熊本県の総務部の市町村課に内容を聞きました。

計算の仕方とかも、いろいろ聞いて勉強したつもりなんですが、この昇格枠の程度を聞きました。

そうすると、なぜほかの団体よりも落ちてるかという理由が分かりました。

これは、熊本県は規則を設けて、上位の場合は職員数の30パーセントを上限枠というふうにしているみたいです。

ですから、定期昇給とは別に、そういった30パーセントの枠内で優秀という方、特に優秀という形で、昇給しているみたいなんですけれども、こういった国もそういったことをやってるから、多分県もしているんですけれども、こういったことをしていけないと、今ちょっと低い状態ですので、目処が立たないみたいなんですが、これ決裁権者の町長に答えてもらうしかないんですけども、短期間の間に4、5年ぐらいの間に、こういった30パーセント枠とかいうのを設けてやっていけると、やってるところから更に落ちていくっていうようなことも考えられますので、

この制度設計の中では、町長のほうにそういったことを考えていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 氷川町の職員は、県下の自治体でも誇れる職員でありまして、しっかりいろんな仕事を頑張ってやっております。

そういった中で、やはり給与の格差があるということは、よりモチベーションが上がらないということはもうおっしゃるとおりでありまして、私どもの氷川町も、人事考課はほかの団体よりも早くこの制度は取り入れてやってきました。

ただそれを給与その他に反映させることについては、やはり職員間での格差が広がるんじゃないかというような、組合からの心配もありまして、そういったところで、なかなか踏み切れなかったというのが現状であります。

ただ、それをしめせんと、やはり全体の給料がアップしていかない、ラスが上がっていかないというのが明らかでございますし、特に国家公務員の給与を採用しております。

国家公務員はほとんどが大学卒であります。

氷川町は高校卒業程度で採用しておりますので、その時点で差が付いてるんですよ。追い越すことはできません。

そういったことも含めて、やはり運用の中で整理をしていきめせんと、ラスを上げることにはつながらないというふうに思っております。先ほど課長がなかなかストレートには申しませんけれども、やはり町の運用というのは、しっかり考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） はい、理解できました。

これは旧宮原町役場での時代なんですけど、ラスが低いということで、職員組合で要求して、4年に1回の特別昇給というのが実施されました。

多分旧竜北町もそれがあったと思うんですけど、これ多分運用です。

これは今だともう無理なんですけど、渡り改善というのも職員組合でありました。退職時の1号俸アップといったのもありました。

これは、宮原町役場時代でも、自治労に加入してない段階で、単独で職員組合で町長に対して団体交渉とかやって制度改善をやってきたわけなんですけれども、職員組合のどなたが執行委員長やって書記長やってるか私知らないんですけど、ここは職員組合にも、今町長話されたように、頑張って給料上げてもらってせめて平均レベルに行ってもっと高く持っていくべきかなというふうにいけば、中途退職者も出てこないし、モチベーションも上がるかなというふうに思います。

これは、先月人事院勧告がありました。

国家公務員の月給が3.62パーセント、1万5,000円程度引き上がります。地方公務員の場合もこの給料に準じるというふうに思います。

公務員離れとかそういったのを防ぐためにも、こういったのは、ぜひ取り組んで

もらいたいと思います。

最後に1点お願いします。

今月号の広報紙の人事、行政の運営状況の中に、懲戒処分の中で、最も軽い処分である戒告という職員がいたようですが、こういったのももちろん人事考課に反映されるわけですね。

制度的でしたら、総務課長に裁量権が伴うよう出したら、町長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（米村 洋君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） ただいまご質問ですけれども、そういった処分の対象になった方については、先ほど言ったように、例えばですけども4号ではなくて2号とか、そういった形での差がどうしてもつけていくということになります。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君、立神峡の質問に対しては、議長が口挟んだけん、5分間延長していいよ。

○2番（西尾正剛君） 3つ目をお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 次に質問事項3、立神峡里地公園管理運営協議会に対する行政書の結果について、（ア）から（ウ）まで一括して答弁願います。

地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 質問事項3、（ア）から（ウ）につきまして、一括してお答えします。

（ア）につきまして、先の3月定例会でもお答えしたとおり、これまで指定管理者により把握できています、徴収した金額につきましては、令和元年度から令和5年9月までの3,515件の192万1,300円で、これらの方々にメールまたは郵便、電話などにより連絡を行い、本年2月10日までに全3,515件の方々に確認がとれ、832件の方々に61万2,100円が返金済みで、残りの2,683件の方々からは、返金は不要との回答を頂いている状況でした。

そのあと、8月23日にログハウスを利用された方から返金の依頼がありましたので、利用された2件分、1,600円が返金されました。

よって834件、61万3,700円が返金済みで、返金不要等の方は2,681件となります。

（イ）につきまして、不適切な料金徴収につきましては、町の承認を得ていない料金徴収となり、あくまで利用された方と指定管理者の契約行為に当たり、返金不要と回答を頂いた方の分も含めまして、町への納入も町としては関与できないこととなります。

（ウ）につきまして、指定管理者において新たに協定書に規定する違反した事例があったものではなく、これまでに議会等でご指摘頂きました、町の承認を得ずに不適切な料金を徴収したこと、返金すべき不適切に徴収した料金を一部返金していなかったこと、利用者からの苦情に対して適切な対応を怠ったことなどに対して、

町からの公の施設に係る管理業務に関する勧告書として、通知いたしました。

内容につきましては、今後氷川町立神峡公園の管理運営に関する協定書第13条に該当するようなことがあった場合は、指定の取消しまたは業務停止命令の行政処分を行うこととなる旨の勧告をいたしたところです。以上で、答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） この点は、もう今さらというのものもあるんですが、そもそもこの不適切徴収に係る件数と徴収額、3,515件とマスコミに報道されたわけなんです、この数は、指定管理者が把握した数が町に報告された数かどうか、その裏づけを町はとっているかどうか。

この点をお伺いしたいんですが、当時の担当者から、この施設利用者の数を聞いた数は、この1人当たりの光熱水費の100円、令和5年から200円というのは、桁が一つ違うんですけども、その点は、これはもうスタートの段階でこの3,515件ということなんですけれども、性善説で指定管理者が報告した数でスタートしているのかどうか、その点をお伺いいたします。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 令和元年から、一応令和5年まで、名簿等で確認いたしまして、名簿等一覧に管理者のほうで作成いたしましたところが、3,515件ということで、それも一応名簿につきましては、担当課で確認しているところです。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） これは昨年の今、裏づけはちゃんと取ってますというお話なんです、これも昨年の答弁の中では、書類の保存期間は過ぎているため、文書の廃棄がされていたらしく、平成30年分の処分、それはされていたと、そのために返金はできない。

ただし、これは町はこの実績報告を受けているわけですから、この利用者数というのはこの処分はされたとしても数は確認できますよね。どうですか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 令和元年以前、平成30年度以前になりますけども、この不適切な料金徴収につきましては、確認しましたところ、平成29年3月から令和元年3月までキャンプサイトを利用された方のみから100円徴収していたということが確認しております。

ですので、単純に平成29年度、平成30年度のキャンプサイトの利用者、報告頂いている利用者数につきましては、2,971名がキャンプサイトを利用されたということになっております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） あと、課長のお話の中でも、これまでどおりの答弁の内容と一緒に、この返金されなかった不適切な使用料金は、協議会で取得するものではなくて町がということで、昨年も質問したんですけども、課長の話ではこれまでどお

り、利用者と指定管理者の契約関係であって、町の関与はできない、そういったことでした。

これは当時、この辺の内容は弁護士と相談したところと、弁護士と相談した結果ということですね。どうですか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 昨年の5月に弁護士さんと相談いたしまして、地方自治法第244条の2第9項に、指定管理者はあらかじめ当該利用料金について、地方公共団体の承認を受けなければならないという規定がございます。

この規定に基づいて、町の承認を得ていない料金徴収については、町は関与できないということで、回答を頂いているところです。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 地方自治法の244条の2の規定というのも、私理解してるんですけども、これ条例の定めるところで、町の詳細をとって、事前に承認を受けるというような自治法の規定ですですから、自治体の長の承認を受けてない、使用料金については、ノータッチということで理解していいですか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 関与できないということで、回答頂いてます。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） この点は、いろいろ昨年も図書館から本を借りてきて勉強したんですが、どうしても納得できないというのが、この自治体法務の基礎から学ぶ指定管理者制度という書籍の中で、指定管理者の不適切な管理が原因となって発生した住民の損害賠償責任や、いわゆる自主事業と呼ばれる行為がもたらす収入も、指定管理者ではなく、自治体に帰属するものである。

自主事業であるかどうかにかかわらず、許可を受けずに事業を行えば、自治体の機関として、行ったことによりその収入は指定管理者でなく、自治体に帰属する、こういった規定があります。

ですから、ここの一般質問の中に書いていますように、もう町で、町の施設を使って、余分にお金を取っているわけですから、それはどうも腑に落ちないっていうところです。

ですから、この点はほかの弁護士さん等も相談してみてそういった見解を踏まえて、どうしても腑に落ちないようであれば、これは裁判官の判断を仰ぐとか、そういうことになろうかと思えますけども、この返金されなかったというのも、これ残りの2,683件も返金不要の回答があったということですが、これは、私の家族とその友達が一昨年施設を利用しているんですが、返金があるよと連絡したら、金額からしても面倒くさいから、面倒くさいというような返事だったんですね。

多分返金不要というような形で返事したんでしょうけれども、この130万円以上の返金不要の額っていうのは、協議会の懐に入れるべきでなく、町の施設利用に係る使用料金ですから、町に収納させるのが筋かなというふうに私は思うわけです。

これ、返金のお知らせというのが、会長から出てます。

この一部料金の返金についてという記載の内容は、安心して快適に過ごすことができるように、公園管理費の不足分を補うために徴収をしている。

公園内のつり橋塗装、草刈り、危険防止のための監視カメラ、そういった公園管理に充てていました。

説明不足で申し訳ありませんでした。

しかし、この点は、管理業務仕様書の中にこういった公園の費用というのは、収納した利用料金と氷川町からの委託料で賄いという記載があります。

ですから、危険防止のための監視カメラっていうのを設置するとか、そういったのをやるのは、町からの委託料1,000万と利用料金約1,000万の合計2,000万の中で賄うべきであって、これはもう到底、160万をほかに使いましたからと言って、到底納得できるようなものではありません。

先ほど課長のほうが言いましたように、この244条の2に利用料金のことをあらかじめ首長の了解を取れと、あと、公の施設使用料の消滅時効についても、これは自治法の236条の1に、民法の適用であれば、民法の169条に適用されることであります。

ですから、これは町長の判断もあろうかと思いますが、施設設置者の町の収入にすべきであるというふうに、私は考えるわけなんです、この辺どうなのでしょう。

答弁をお願いします。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 基本的な考え方は、先ほど課長が申し上げたとおりでございまして、いわゆる町が対応した分でないので関与できない。

だから、直接利用者に返してくださいという指導を町はしたわけでありまして、そのうち返した分、いわゆるもう返金不能と言われたのが1,200件あるということでございまして、そのことがよろしくない云々というのは、いわゆるそれぞれのお互いの利用者と管理者の中での対応でございますので、そこには町が関与できないというのはご理解できるものと思っております。

その上で、先ほど言いましたとおり、返してほしいと言われた方、もういらぬよと言われた方、それはもうそれぞれのお互いの対応の中で、対応されておりますので、それでいいのかなという思いでございます。

その上で、その取ったお金がきちんとその管理に使われていたのかと先ほど町の委託料とそういった利用料金の部分で話がありました。

その分につきましては、町の監査、指導監査に入って、何に使ったのかと、先ほどおっしゃいましたようなトータルの中で、やっぱりその施設の管理をするために使用してあるというのは明らかに確認できましたので、それ以上のことは問わないという話を、これまでも行ってまいりました。

それ以外は、それぞれのやっぱり考え方思いは、法の解釈も違いますので、違うんだろうと思っておりますけども、違法な別のところにそのお金が使われたという

ことは、確認できておりませんので、それは、町としては、そのことは良しとして
いるところであります。

ただ、そういったことを、いわゆる町の許可を得ずにやったことについては、よ
ろしくないよということで先ほど言いました、勧告書の中にきちんと明示をして、
指導したところであります。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 町長の説明に一応了解いたしました。

管理業務の内容について、先ほど吉川議員のほうからもありましたけども、ここ
で2点だけちょっとお尋ねをしたいと思いますが、清掃作業の委託、これはどうい
った形で行われていますか。

まず、この1点をお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 清掃作業につきましては、基本的に園内の草刈り業
務、それから剪定、ログハウス等の清掃を、前後の使用の清掃等を協議会のほうで
実施しております。

ただ、どうしてもお客さんが多い時期とか、作業員がどうしても急遽対応できな
いとかといった時に、別のところに依頼して清掃を依頼し、委託じゃないですけど
も、賃金をお支払いしてお願いしている時もあるということで確認しております。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） この点は、管理業務の仕様書の中に、一括した作業委託はで
きないということが記載されてます。

基本的には、協議会でやりますということなんですが、これも1人でやっている
風景がよくありましたし、ほかに一括での委託じゃなくして個人にあの人が頼んで
いる。

そういったことですね。分かりました。

もう一つは、業務仕様書に、これは公園の利用促進を図るといった項目に宣伝広
報があります。

これが、氷川町のホームページとかには、あと広報誌あたりにも、立神峡か半ペ
ージぐらい掲載されていて、よく外国人が来たとかタレントが来たとかそういった
のが出てくるんですが、何か環境学習のお知らせ募集というのは見たことがないん
ですよ。

これは、以前管理されていた頃からずっと見てきているわけなんですが、1番苦
労されていたのは、この環境学習だったんですよ。

この、環境学習に係る業務っていうのは、計画されていて、実績報告がされてい
ますか。

ホームページとかには全く紹介されていないんですけども、いかがでしょう。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 環境学習につきましては、昨年度の4月に協議会の

ほうで、里山の管理というようなところで、タケノコの掘り体験とかそういったところを計画されましたけども、ちょっと参加者が、募集がいなかったというようなところで、昨年度の4月は中止されているところです。

それから、11月30日には他団体ですけども、立神峡公園内でマルシェキャンプイベントをされましたので、それと一緒に、県の森林インストラクターをお招きして、環境学習のイベントや、ネイチャーゲーム、リースづくりなどを実施しております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） この環境学習には、参加者が少なかったからとかということでの答弁なんですけれども、この仕様書の中には、熊本県森林インストラクターに依頼して自然環境会、そういったのが計画策定、やれというふうに書いてあるわけなんですけれども、これに関しては、先ほど言いましたように、募集がないわけなんですよね、どなたかこの森林インストラクターに来てもらって、環境学習やりましょうというようなのが全く見えてないような状態で、そこでこの仕様書どおりに計画と実績がされてなかったならば、この町からの委託料1,054万8,000円というのは、減額してもよいのではないかと、こういった積み上げが一つ一つ積み上がって1,000万、今日のこの町からの委託料なわけでしょうから、こういった予算の範囲内で、年4回支払いますよというふうに協定書とかなってるわけなんですけども、実績に、こういった計画書どおりに仕様書どおりに行われてなかったとするならば、こういった支払い委託料の見直しというのも、これずっと今までこの金額なんですけども、過去ですね5、6年ぐらいですかね、この金額なんですけども、見直しっていうのも考える必要があろうかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） この委託料につきましては、指定管理者を募集する際に、町のほうで積算をいたしまして、この委託料が上限額ですよというようなところで、募集要項に明記しております。

実際、指定管理者が決定いたしまして、毎年、支払う金額につきましては、あくまでも指定管理者と協議の上、減額するところは減額、また増やすところを増やすというところで、予算を確保しているところです。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 最後に町長にお願いしたいと思いますが、もう1年半前から、ここの管理組合についてはいろいろトラブルが起きているわけなんですけども、町のこういった施設の運営ですから、専門性とか行政の効率化あたりから指定管理者制度というのは、ほかの自治体でもやっているわけなんですけども、もういっそのこと今後、立神峡の公園管理については、町で直営っていう形でやったらどうかということで、町長に申し上げたいと思うんですけども、職員も定年延長とか、再任用職員とかそういった中で段階的に、年齢構成を考えると、新規採用もしなければならない。

こういった職員の構成の話からしても、今定員管理できちんと数は条例で定めた、それ以下というふうにはなっているんですけども、職員のことも考えたならば、職員数のことも考えたら、町でやって、一部を委託する、除草作業は例えば、シルバーに頼んだり管理は、どっかの組織に頼んだりして、みかじめを町で直営でやる、そういったことを考えていただだけませんかというお願いです。以上です。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 職員で管理をしてはどうかという話でございますけども、そのメリット、デメリットがあるかと思っております。

いわゆる指定管理制度を導入したメリットは、やはり私たち公でできないことを民間ならばきちんとやれるんだらうというメリットから、そういった指定管理という制度ができてきたわけでございますので、それをまた元に戻して町で管理をするというお話をされました、そのメリット、デメリットはしっかり検証しなくちゃならないというふうに思っておりますし、職員構成の話もされました。

今まで一般職だった方々がそういった職として適当かどうかという話もございますし、行政職の職員であればそういった可能性も無きにしも非ずなんでしょうけども、そういったいわゆる職員のまさにモチベーションの話になりますので、そういった部分を整理をしながら、検討する必要があると思っておりますけども、これまで指定管理のメリットを出すためにやってきた部分でございますので、町でできないことを、大いにやっていただくというところのほうが、メリットが大きいのかなという思いはいたしますけども、提案でございますので、検討はしたいというふうに思っております。

先ほどから、吉川議員、西尾議員からそれぞれのご質問がありました。

いけないところの指摘をたくさん頂きましたけれども、いいところの話も、やはりたくさんあるわけございまして、その辺りやはり、やっぱ押並べて、ぜひ検討して、いわゆる見ていただきたい。

その上で、やらざるところはしっかりやっていただくという指導を、これからもやっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 直営での方法も検討はしたいということでございましたので、ありがとうございました。これで終わりたいと思います。

○議長（米村 洋君） 以上で、西尾正剛君の一般質問を終わります。

ここで、1時20分まで休憩いたします。

-----○-----

午後 0時14分

午後 1時20分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉川議員から発言の申出がありました。これを許します。

○4番（吉川義雄君） すいません、私の先ほどの一般質問の中で、団体の個人名の発言してしまいました。

個人情報の関係もありますし、団体関係者ということで、よければ議事録のほうを訂正させていただきたいと思いますがいいでしょうか。

○議長（米村 洋君） 分かりました。そういうことで、議事録を訂正してください。

次に1番、飯田健二君の発言を許します。

○1番（飯田健二君） それでは、1番飯田健二です。通告に従い質問をさせていただきます。

なお、この通告を出したのが、8月の通告日だったものですから、少し状況が変わっていて進捗している部分もありますので、本日は検証というところを1番多く含めてやっていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それでは早速、1番、令和7年度8月豪雨の近況についてというところで、今回の豪雨により、国や県からさまざまな支援制度が示されております。

被災された方々から、どの制度が利用できるのか分からないという声が多く寄せられました。

また、実際に8月13日から、役場の執行部の皆さまを中心にして、災害ごみ置場の処理とか本当にご尽力されていたのは、現場に足を運んで見ております。

その中で、八代市やその当時、宇城市には支援制度の一覧や概要を一括でまとめた資料がございました。

それが、まだ8月29日これを出す現在の時には、まだちょっと見当たらなかったんですね。ですので、なぜそういったものができないのかというところで質問させていただいております。

（イ）災害救助法が適用されており、避難、食料、衣類、住まい、医療、学びが、国と町の支援で守られるとされていましたが、実際にその利用者はいるのか、いまだにその当時、床上床下に土砂が残る母屋で生活している方もいらっしゃいました。

そういった方々に、十分に説明ができているのかというところをお尋ねします。

（ウ）国道3号線より山手側では、土砂崩れによる土砂土石流が河川氾濫を引起し、梶地区の用水路や農地が土砂に埋まっている。

また、竜北地区では冠水による住宅被害や農作物被害が深刻である。

その当時、金子代議士から公共土木施設農林農地復旧事業に係る補助の特別措置や特別財政援助があるということで示されておりました。

本町での被災についても、これらを活用できるかというのを検証していきたいと思っております。

続きまして2番目です。

博報堂プロダクツによるコンサルの状況についてというところで、（ア）前回の質問から、進捗状況について、議会への報告が全くなくて、現在どのような状況になっているのかというのを知りたいところです。

(イ) また、当初あった7つの重点課題のタスクフォースが5つになったとの話も耳にしましたが、実際にどう変化しているのか、これから、これらが氷川町の発展に同様どのように寄与していくのかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(米村 洋君) 飯田健二君の質問事項が、2項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、令和7年度8月豪雨の進捗状況についての答弁を求めます。

福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長(尾崎 徹君) 飯田議員のご質問の1項目めの(ア)について、福祉課からお答えいたします。

支援制度の周知についてということで、8月18日からの職員によります家屋被害一次調査の際に、発災直後の支援情報といたしまして、罹災・被災証明書の発行、家屋の消毒、非常食や飲料水の給与、災害ボランティアセンターの開設、福祉センターのお風呂の無料開放、災害ごみの受入れ、被災した住宅の修理を支援する応急修理制度などの支援情報を記載いたしました、広報氷川の号外といたしまして、調査世帯に個別配布しご案内したところです。

また、9月から罹災証明書の発行手続や、賃貸型応急住宅の供与、応急修理や上下水道使用料の減免のご案内などの支援一覧をまとめたものを、ホームページや相談窓口等において、ご案内しております。

今後も、追加支援等は順次更新していくこととしております。以上で、福祉課からの答弁を終わります。

○議長(米村 洋君) 飯田健二君。

○1番(飯田健二君) 8月29日にその一覧が出たのは、そこは気づきました、見ております。

その中で、個別で支援されていたとありますが、まず財政の勉強会が、昔僕が受けたやつの中で、この災害に関する基金を切り崩して出していったものとかそういうものに関しては、後に国や、県のほうから災害に関しての補填はされるということを、そういうことはちょっと知っていたものですから、その中で今回の災害起こった時に、この水害ですよね、これに関しては、氷川町ではこれまで、令和2年の豪雨災害の時とかに、うちの氷川町でこの水害に関する、この災害というのを経験はあったのでしょうか、これまでに。

○議長(米村 洋君) 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長(尾崎 徹君) 令和2年の際は、そういった被害は把握しておりません。

熊本地震の時には、支援制度一覧ということで、ホームページ等にアップしてご案内等をさせていただいております。以上です。

○議長(米村 洋君) 飯田健二君。

○1番(飯田健二君) そこで、今回思ったところが、私も13日の日から実際に、災害ボランティアセンターの立ち上げの時からちょっと参加したり、また、災害ボ

ランティアを通さなくても、私の仲間たちがそういったところに、いろんなご家庭に援助に行ってますので、直接行ったりとかやってたんですけれども、その中でこの役場の窓口に来た時に、結構職員の皆さまも、もう現場対応、窓口でこの支援はどこですかとかいうのが、いろんなものがあって結構、職員の皆さんも慌てておられたことを記憶してます。

災害が起こってからそういった支援制度ができるというのは分かるんですけれども、ある程度は、今回の被災水害による被災によって、ある程度必要なスキームというのはもう多分できたと思うんですよね、今回。

そういったものに関しては、もうあらかじめ準備ができるところは準備をしておいたほうがいいのかなというふうに私は思ったところです。ですので、罹災書のことであつたりとか、被災のことであつたりとか、それはどこに行けば誰に行けばとか、あと水道関係の使った水の量とかの助成はあるのかとか、そういった基本変わらないところはあると思いますので、そういったのを一覧を今後用意して、災害発生時のために用意するという考えはあるかどうか、お聞かせください。

○議長（米村 洋君） 町長藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） ございます。私たちも、熊本地震を経験をしておりますし、今回、いわゆる水害という災害を経験をいたしました。

このほかに考えられますのは、台風の災害あるいはその他自然災害というのがあるかと思っております、想定されるそういった支援というのを、事前にまとめておいて、いち早く伝えてはどうかということでございまして、そのことにつきましては、もうしばらく、このいわゆる災害対策本部の中で検証を行いたいと思っております。

今回の災害に対しての対応は、本当に良かったのか、もう少し工夫するところがあったのか、今考えるだけでも相当のいわゆる反省材料もありますし、改善すべきところがちょっと見当たります。

そのことを1回総括をしました後に、検証し今後の災害に備えていきたいというふうに思っております。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 町長からそういった言葉を聞いてましたので、安心したところでございます。ぜひよろしくお願いします。

ここで、（ア）の質問は閉じさせていただきます。

○議長（米村 洋君） 次に、（イ）の答弁を求めます。

総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） それでは、（イ）の質問についてお答えいたします。

先ほど（ア）の質問で答弁された内容と少し重複するところもございしますが、よろしく願いいたします。

今回の豪雨災害におきましては、氷川町も災害救助法が適用されております。応急的に必要な救助を目的とした支援が、これで行われることとなりますが、救助

の内容としましては、避難所の運営や応急仮設住宅の供与、被服、寝具、その他生活必需品の供与や対応、住家におきましては、日常生活に必要とされます最小限度の部分の修理、それと学用品の供与などが行われるということになっております。

被災された世帯の説明としましては、先ほどもご説明ありました8月18日から、それぞれの世帯に実施した被害調査の中で、職員から応急修理等の手続に関する資料を配付しております。

学校のほうにおきましては、保護者のほうへ学用品等の状況を確認され、そういった調査をされておられます。

あわせてホームページのほうでも情報提供とかを行っていたところであります。

9月5日時点では、賃貸型の応急住宅の相談件数としまして5件、そのうち申請が1件、それと住宅の応急修理の相談が17件、うち申請が2件、学用品の共有に関しては1件となっております。

いずれにつきましても、この制度を利用するにあたりまして罹災証明書が必要になりますので、9月1日から交付を始めているということから、今後そういった申請件数が増えていくのではないかと見込んでいるところです。以上で、答弁終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） こちらも回りながら実際に自分も思ったところでありまして、実際にこういった災害時に災害で被災されて、怪我したり命を落としたりというよりも、関連死というのが、よくあるものだということを理解してまして、その中でやはり町はいろいろこう、社協の方々もご家庭回って様子を見て、そしてボランティアの順番を決めていくとか私たちもそうやって、いったところでやっぱ声かけはするんですけれども、やはりその中で若い世代の人たちというのは、土砂が埋まっていますが、1部屋でもエアコンが効いてて、お風呂が使えたりとかしたら、避難所に行くのは、もうこれ以上迷惑かけられないという方もおられてそういったところを家族でおられるところはあんまり心配はしなかったんですけれども、逆に独居のひとり暮らしのおばあちゃんとかが、そういった土砂の中でおられて、そして1部屋だけ浸水をちょっと逃れたというところで、実際にそこには、エアコンもなくて冷扇風機みたいなのが1台あるだけで過ごされてまして、でもやはりお声掛けするんですよ、こうやって避難所があるんでそっち使わんですかって言ってもやっぱり、いや、気の毒っかけんがもう住み慣れた家がよかって言わすんですけども、やはりそういったところで、災害関連死として熱中症とかもしなかったってよかったんですけども、そういったところも今後、職員の皆さま方とかももっとこう寄り添ってお声掛けしていただいて、そういった案件がないようにやってくればなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 今回、被害調査の一時調査を回りました際に、調査と併せまして、そういった何でお困りになっているかっていうことも、健康状態とか今

回の冷蔵庫とかも結構流されていたというのもありましたので、そういった食糧、飲料水、そういったのでお困りが無いとか、そういった情報も併せて回った際に聞き取るようにはしておりましたので、あらかたの中で困られている状況というのは把握はできていたものと思っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） その中で僕が、そうやってやられたんだなというのがすごく分かったのと、今回の災害ボランティアセンターも含めて、職員の皆さま方が、本当、応援で駆けつけられた水俣・芦北の職員の皆さま方も、やはり自分たちが豪雨災害の経験があられますので、かなりのサポートをさせていただいてたのは、目の当たりにしています。

その中でもやはり感動したのは、社協の方々のところにこられる老人の方々が、利用者の方々が私たちボランティアに行くメンバーたちのために、冷たいおしぼりとかを用意してくださったりとかして、そういった飲料とかもその家庭にも、運んで頂いてって本当そういったところの充実サービスというところで、非常にすばらしくあったものだと思いますので、今後もその地域で連携して行っているところ、氷川町ならではの取組だったかなとは思っていますので、そういったところもまた大事にしていなければなと思います。

これでの（イ）質問を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に、（ウ）の答弁を求めます。

建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） （ウ）について、建設下水道課からお答えいたします。

今回の8月豪雨では、熊本県内の自治体では、道路、河川や、その他いろいろな方面で甚大な被害が数多く発生しております。

このため、国は地方の財政負担を軽減するため、激甚災害に指定することを決めております。

激甚災害に指定されますと、公共土木施設災害復旧事業では、国庫補助の割合が、通常の災害の場合の3分の2から地方の財政状況に応じて、段階的に補助率がかさ上げされ、負担が軽減されるようになります。

また、地方債、この場合、補助災害復旧事業債ですけど、借入れ分への交付税措置が行われます。

町では、災害復旧事業の対象となる一定規模以上の被災箇所は、公共土木施設災害復旧事業を活用し、復旧していくこととしております。これで、建設下水道課の答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 冒頭で申しました、多分災害の時にそういった町が繰り出さないといけないお金がそういったのを、国からあと残りは必ずそういったもので支援してもらえるっていうところが、ここに生きてくるのかなって思ってるんですけれ

ども、その中で、今もやっぱり山肌を見てみますと、本当に不自然な崖崩れが起きている場所とかが結構中腹やその上にあるんですけれども、これが個人の人の山なのかは、僕には見分けがつかないんですけれども、でも実際に、令和2年度の豪雨の時に、削れていた山が、八代市のほうの興善寺地区といったところでは、今回のこの線状降水帯によって崩れて、龍峯地区は用水路までもう土石流で漏れてしまったという経緯があり、八代市のほうではそのこの上のほうに防砂ダムを造るという計画がもう上がってきているという状況です。

私たちのこの氷川町のほうでも、実際に柵の公民館の前の川の名前はちょっとよく理解してないんですけど、あそこがやはりこう急カーブになってるもんですから、あそこにも土石流が上がってきたらもう一気にあふれ出すっていう現象が今回、起こっております。

また、先ほども網道だったですかね、そちらのほうの用排水路が壊れているとか、そういったものの実際に柵のほうは用水路の隣の農業用水に引っ張ってくるところにも土砂が埋まって、個人的にはちょっとできないっていう、どういった仕切りか分からんっていう話も聞いております。

そういったところにも、今回のそういった制度は活用することができるのかというのをちょっとお聞きしたいところです。

○議長（米村 洋君） 農地課長、坂梨俊弘君。

○農地課長（坂梨俊弘君） ご質問頂きました（ウ）について、農地課からもお答えさせていただきます。

先ほど、建設下水道課長が答弁したとおり、内容と同様に、農地や用排水路などの農業用施設についても、一定規模以上の災害箇所については、国庫補助の災害復旧事業の適用がございます。

事業の実施には、農地の所有の方と合意形成が必要となりますけれども、早期復旧を行うことで、農業生産活動の維持と経営の安定を図ることを目的としております。

災害復旧事業の実施に伴い、国庫補助とは別に特別交付税の措置などもございます。

更に、今後見込まれております激甚災害の指定においては、災害復旧事業の国庫補助の嵩上げ、それと小規模災害復旧事業などに対する起債などの措置もありますので、現在これらの活用に向けた準備を進めるところでございます。

先ほどご質問の中にありました、柵地区の農地につきましても、この災害復旧事業の適期活用を前提に今、所有者の方たちと話を進めているところでございます。以上になります。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 質問の内容に農作物が入ってございましたので、農業振興課よりお答えいたします。

今回の大雨によりまして、農耕地約840ヘクタールが冠水したものと推測され、

平野部では、園芸作物や露地野菜、また、い産業などに大きな影響が出ており、冠水による作物の枯れや農業用機械、施設の破損、故障などが報告されております。

また、丘陵部の樹園地などにおきましては、土砂の流入などの被害を多数確認しております。

激甚災害制度における補助の特別措置は、農地、農業用施設、農林水産業共同利用施設などについて、国庫補助率の嵩上げ措置がなされるものですが、農業生産物や個人所有の農業用施設の被害につきましては、激甚災害法の対象外であり、関係省庁の支援措置で対応されることとなります。

現時点におきましては、農林水産省から、被災した農業用機械等の修繕、再取得等を支援する農地利用効率化等支援交付金や早期営農再開に向けた生産資材の調達等を支援する。

産地緊急支援事業が補助事業として示されておきまして、そのうち、農地利用効率化等支援交付金につきましては、地方公共団体が補助する額、つまり県と町の負担を合わせた額に対し、国庫補助額の範囲内を限度としまして、その7割が特別交付税にて措置される予定となっております。

補助事業につきましては、適切な運用を図るとともに、町としても必要な支援を行っていきたいと考えております。以上で、農業振興課からの答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1 番（飯田健二君） 今の話分かりやすく、ちょっとまとめますと、農業資材とか機械とかいったものに関する援助というのは、国のほうからしっかり補填してもらえるということでしょうか。

そして、作物とかもそういったものはもうどうしようもない、買ったりとかしますけれども、そこについてちょっともう少し分かりやすく教えてください。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 現在示されております補助事業につきましては、2件ございまして、1件が農業用機械、施設が被災した農業者ですけれども、その農業者が農業用機械等の修繕等を行い、経営改善に取り組む場合について、その経費について支援を行う制度となっております。

もう1件ですけれども、こちらにつきましては、被災農地での令和7年度中の営業再開に向けて、必要となる消費財である種子や種苗ですね、こういった生産資材の購入経費や、生産回復等に向けまして、追加的に必要となる薬剤や肥料の購入経費等に対して支援を行うものということを示されております。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1 番（飯田健二君） これからやり直していくものに関したりとか、するものに関する補助が全て出てくるという形式でよかったですかね、見解ですね。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 概ねそのとおりでありますけれども、補助事業の内容について詳細はまだ示されておきませんので、そこを確認しながら、生産者の方

に對しましては、お伝えしていきたいと思っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1 番（飯田健二君） それでは、さまざまなこれから更新事業が、たくさんいろんなスキームが出てくると思いますので、氷川で生活される方々、農家の方々や、商工業者、いろんなもので活用できるところには、分かりやすく利用者に説明していただいて、取りこぼすことがないように、お願いしたいところでございます。

町長、最後に一言お願いします。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 今回の災害につきましては、いわゆる平たん部では、いわゆる冠水の被害がございました。

中山間地では、土砂崩落の被害があつておりまして、その被害の内容も違います。

その中で、今説明しました農業に関しましては、機械その他設備については、相応の支援があるということでございまして、そのことにつきましては、早速予算に反映させているところであります。

併せまして冠水しました、例えば、いちごの苗が冠水をいたしました、一生懸命その苗を、本当に移設する前にきちんと今管理されておりました、それには通常に増して、いわゆる消毒の薬でありますとか、何でありますとか、それぞれが予算がかかっておりますので、そういった部分につきましても、国と県から補填をいたしますと、補助しますということでございます。

ただ、直接、い草の例えば原草でありますとか、い草の製品でありますとか、そういったものがもう被害を受けておりました、かなりの量が廃棄されておりますが、そのことに對します直接的な、そういった支援というのはないわけでございますし、仮にこれが実がなっておったと、それが浸かって駄目になったと、そういった時も多分直接支援はないということでございます。

それは、どこで補填するのかというのが、例の農業の収入保険でございまして、町も2分の1の補助しておりますけどもただ、その加入につきましても、大体半数近くしか入っていらっしゃいませんので、皆さんにその支援が行き届くかも分かりませんし、収入系につきましては、前年度と比べての収入の減った分を補填しますとございまして、1年遅れる話になってまいりまして、今この現在をどうするのかというのを、何とかならないかということは、国・県のほうにもお願いはしてるんですけども直接的なまだその支援はないということで聞いております。

ただ、来年度以降、あるいは今年の生産に向けての必要な支援は、ぜひ行っていきたいなというふうに思っております。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1 番（飯田健二君） 町長がそうそう思っているのは、本当ありがたいことだと思います。

実際に、この基幹産業農業って、国が守るって言ってる割には国はそういった形で、なかなかとすぐ手助けしてくれるようなこととかしてくださらないところであ

りますけれども、そこを何とか道がけていければなというふうに私も願うところです。

以上をもちまして、1 番の質問を終わりたいと思います。

○議長（米村 洋君） 次に質問事項2、博報堂プロダクツによるコンサルの状況について、（ア）から（ウ）までを一括答弁を求めます。

企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 2 項目の、（ア）から（ウ）につきまして、一括答弁させていただきます。

株式会社博報堂プロダクツとの取組内容につきましては、昨年12月定例議会にて答弁させていただきました。

また、今年2月に開催しました、主要事業報告会におきましても、それぞれ職員が企画提案立案した内容につきまして、改めて議会議員の皆さまへ報告させていただいたところです。

また、それぞれの企画立案につきましては、各担当課へお繋ぎした上、予算化に向けた検討を行っていくことは、答弁ないし報告させていただいておりまして、令和7年度予算において一部事業化したものを、ご承認頂いております。

今年度は、残った企画立案の精緻化による予算化に向け、職員延べ38名から成るタスクフォースセカンドを7月にスタートさせており、博報堂プロダクツから派遣頂いている、地域活性化起業人並びに地域力創造アドバイザーの支援のもと、9月に第3回の実施を予定しておりましたが、8月の豪雨災害を受け、現在開催を見送っているところです。

また、今年度タスクフォースセカンドで取り組む5つの課題につきましては、氷川町子育て、ビジネス創造、未来への農業、新たな住むを創る、情報PR強化の5つに分類し、昨年度タスクフォースを継承した取組となっております。

なお、道の駅竜北活性化と公共施設有効活用につきましては、昨年度タスクフォースの具体案を策定できたことをもって、各担当課による恒常的な検討を行う段階へと推移しておりまして、各担当課へは、地域活性化起業人並びに地域力創造アドバイザーを交えて、実現に向けて既に進行及び検討をしているところです。

加えて、今年度は昨年度までとは少し異なりますが、全てのタスクフォースに担当課長と担当者にご参加頂き、延べ職員数は昨年度の34名から38名となっております。

担当課への予算化実現に向け、それぞれ取組を進めているところであります。

これらの取組は、氷川町で今を暮らす皆さまの幸福度や満足度を向上させ、町外向けでは、交流人口や関係人口の創出につながるものと考えております。

また、人口減少の抑制による持続可能な氷川町の実現に寄与するものと考えております。以上を答弁いたします。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1 番（飯田健二君） 今課長のほうから予算化した事業については、議会のほうご

承認頂いておりますとか、あと2月に説明会があったというところで、2月の説明会もあります。

この議案書が上がってきて、そこに予算がついてこういうふうな事業に生かすとかというの、その時に分かってですよ。

僕が聞きたいのは、その途中の過程ですよ。

これに至る経緯になったのはなぜこうなったのかっていうところを、知りたかったりするわけなんですよ。

いわゆる予算化する前に、こういう目的でこういうことが必要だからこうしたんですというの、事前にその会議で行ってあることとかをたまに議会にもおろしてもらわないと、いきなりその議会が始まる前の予算書がぱっと上がってきた時に初めてこれがその事業だったのかとか、結構わかりかしそこで提案で気づくところが多いんで、その途中の過程を、ちょっと知りたいなと思うんですけど、そういうのはやはり難しいものじゃあるのでしょうか。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 昨年が6回、タスクフォースの検討会を開催しまして、昨年の10月に、町長及び3役も含めて、課長の皆さんにご報告させていただいたところです。

今年度もそのスケジュールでいく予定でしたが、先の豪雨災害におきまして、震災がありましたんで、第3回を見送っているところでありますが、スケジュールどおりいけば、年内にタスクフォースからのご提案を頂くスケジュールで行きたいと思いますが、新年度予算組む前に、議会のほうにも、提案のほうをお聞き頂いても構わないかなと考えます。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） ぜひ地域創生何とか人材、その来てるコンサルタントの方です。

名前がちょっと分からないですけど、きっと総務省から地方創生に関する人材として、これ予算を100パーセント国の支援で地域の活性化のために、出されてる人材だと思うんですけども、その方の考え方とかそういったのも、ちょっと議会としても聞いてみたいと思うことが多々あるんですよ。

自分自身の勉強のためにもですけども、そういった地方創生についてどういうふうに思っているのかとかそういったことも本当に僕らも知りたいというところもありますので、ですからそういった途中で、今回遅れてますけれども、今後、そういった提案があったこういった話があったというのを、私たちも知る機会を、つくっていただければなと思いますけど、こういうのは大丈夫でしょうか。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 現在、国の地域活性化起業人という制度を活用いたしまして、博報堂さんから1名、来ていらっしゃいます。

それとは別に地域力創造アドバイザーということで、別に1人、年10日、もし

くは5回以上の来庁をしてご協力・ご支援を頂いているところです。

先日もこの企業人の方と話して、ぜひ議会のほうにも、博報堂さんの企業人のほうから、ご説明させていただきたいというお話はしています。ですから、議会説明の場を設けたいと考えます。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 本当そういった活用していただいて、町長には何かこの町に、特効薬っていうのはなかなかなかですけれども、その中でも町が活性化するための何か一つでも、形に何かこうつくっていただければなと思いますというところで、町長の考えをひとつお願いします。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） ご質問ありがとうございますまさに特効薬があれば、1番いいわけございまして、これまでもさまざまな努力をこの町でも行ってきております。

その中でも、なかなかできなかったこともたくさんございまして、そういったことを1回ここで立ち止まって、もう1回整理しようというのが、今回のそれぞれのアドバイザーのいわゆる登用したゆえんでありまして、その中で、昨年から職員を交えて検討を始めております。

その職員を交えてみんなで考えることが、一つは意義のあることでありまして、職員自身が、町の課題というのをそれぞれが、いわゆる、この機会を通じて、そういった機会があるんだということを自分の仕事以外の部分までですね、知ることができる、そういった機会にはなっているのかなというふうに思っておりますし、その上で、やはり形として、できていくのが1番でございますので、そのことを、私も期待を今しているところでありまして、早くこのセカンドのほうで議論が始まり、来年度予算に反映できるような、提案があることを期待してるところであります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） そういった形でしっかりと進めていただければなと思います。

そしてまた、今回のさまざまな補助金の案件最初の1番のことだったり、住民の皆さま方が利用できるものなども含めて、分かりやすく、皆にいろんな人たちも町民の皆さんに伝わっていくように、今後またやっていただければなと思います。

そういったところで、今回の一般質問を閉じさせていただきたいと思います。

○議長（米村 洋君） 以上で、飯田健二君の一般質問を終わります。

次に10番、片山裕治君の発言を許します。

○10番（片山裕治君） 10番議員、片山裕治でございます。

まず初めに、8月線状降水帯による豪雨被害に遭った方々にお見舞い申し上げますとともに、静岡県で起きました、国内最高レベルの竜巻被害に遭われた方々の速やかな復旧復興を願うものでもあります。

通告に従いまして、早速質問に入らせていただきます。

1項目め、8月豪雨被害について、(ア) 今回の豪雨は、8月10日午後より、九

州北部で線状降水帯発生に続き、夜遅くから11日昼前にかけて、熊本県内にも線状降水帯が発生しました。八代地域での12時間の最大雨量も400ミリ前後もありました。

避難状況と、被害状況についての質問になっていますが、昨日、町長より諸般の報告にて、豪雨災害の被害状況を詳しく報告受けましたので、避難状況についてだけお尋ねいたします。

(イ) 避難所の対応について。

2項目め、社会体育と学校部活動について、(ア) 氷川町総合型スポーツクラブについて、(イ) 小中学校部活動運営について、(ウ) 激励看板設置、氷川町全国大会等出場報奨金支給、氷川町内中学校部活動大会出場補助金交付要綱などについてをお尋ねします。

1項目ずつ、(ア) の答弁からよろしくお願いいたします。

○議長(米村 洋君) 片山裕治君の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、8月豪雨被害についての(ア) の答弁を求めます。

総務課長、坂本哲也君。

○総務課長(坂本哲也君) それでは、ただいま片山議員からありました質問(ア) について、お答えいたします。

8月10日から11日にかけて、氷川町におきましても線状降水帯の影響による豪雨が続きました。

11日午前2時15分に土砂災害警戒情報のレベル4が発令されたことを受けまして、避難指示を出し、文化センター及び宮原福祉センターに避難所を開設したところです。併せまして、防災無線のほうでもお知らせをしております。

その後、午後5時25分に警戒レベル5の大雨特別警報が発令されました。

気象庁が出します警戒レベルでは、警戒レベル4までに避難することが示されておりますが、当時の氷川町での雨量や、河川の状況を併せて確認した上で、避難所の開設と避難指示を行ったところでございます。

避難の状況としましては、11日の状況になりますが、午前5時に文化センターに22名、宮原福祉センターのほうは0名、合計の22名が避難をされておられました。

その後、午前6時には、文化センターに31名、宮原福祉センターに8名の39名、その後の午前7時30分には、ウォーキングセンターと氷川町公民館を避難所として新たに追加開設し、午前10時には、文化センターに64名、宮原福祉センターに22名、ウォーキングセンター22名、氷川町公民館に9名の合計107名、避難者としては最大になりますが、の方々が避難をされておられます。以上答弁いたします。

○議長(米村 洋君) 片山裕治君。

○10番(片山裕治君) 災害の場合には、自分で自分の身を守るのが基本ですが、

しかし、どれぐらいの危険が迫っているのかが、個人ではなかなか判断ができません。

そこで、今回は避難指示や避難勧告など、被害時に出された防災無線などでの情報と主導體制はどうされたのか、お尋ねいたします。

○議長（米村 洋君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 通常気象庁からの情報に基づきまして、避難が必要な警戒レベルありましたならば、避難所を開設した上で高齢者等の避難とか、避難指示を出しまして、併せて防災無線でお知らせをすることであるんですけれども、今回の場合は、短時間で警戒レベル4まで、レベルが引き上がったということで、まずは職員を緊急招集しまして、その時点での雨量や河川の水位などを確認し、避難所の開設と避難指示を出させていただきました。

その上で、防災無線でのお知らせを行っているところでございます。

今回、急にレベルが上がったということもありまして、11日の先ほども言いましたように午前2時15分に避難指示が出たということでしたので、対応に消防団のほうに依頼しまして、各地区の情報収集や区長として、避難の要請があるかなど、そういったところの確認と、避難誘導に対応していただいたところでございます。以上です。

○議長（米村 洋君） 片山裕治君。

○10番（片山裕治君） 今のお話を聞きますと、やはり職員消防団の方々も家族、自宅の心配があるにもかかわらず、災害対応にご尽力頂いたことにも、感謝申し上げます。

今回のような深夜の避難誘導だなどにおける安全対策をしっかりといただき、2次災害につながらないように、準備もよろしくお願いいたします。

次の（イ）の答弁をお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） それでは、（イ）について答弁させていただきます。

町では地域防災計画の避難所運営マニュアルに基づきまして、避難所の開設や避難所の対応を行うこととしております。

職員による災害時の対応としましては、災害対応班の体制をとっておりまして、1班5人から6人、全部で20班編成をしております。

交代で避難所の対応が行えるようにこれで対応しているところでございます。

今回の気象庁からの土砂災害警戒レベル4の発令を受け、災害対応班を招集しまして、先ほども申し上げましたが、合計4箇所の避難所の開設に対応したところでございます。以上で、答弁終わります。

○議長（米村 洋君） 片山裕治君。

○10番（片山裕治君） 今回の豪雨の被害状況から考えますと、避難所への避難時人数が少なかったのではないかと思います。

町内の高齢者、災害弱者への早い段階での避難実施を出してもよかったのではと

いうふうに考えておりますが、今後への課題はありますか。

○議長（米村 洋君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） ただいまのご質問についてですけれども、今回気象庁の想定を超えました線状降水帯が発生したということで、豪雨の中避難しにくい時間帯に避難指示を出さざるを得ないという状況になっておりました。

住宅への浸水とか河川の溢水、道路の冠水などの状況も、確認がされていたということから、避難所への避難というのも困難な状況というのが途中で判明したというところでございます。

それを受けまして、避難所への避難ではなくて、自宅の中での高いところへの避難、そういったものも優先するようという事で防災無線のほうでも、併せて流させていただいたところです。

今回のこういった条件が重なったということで、避難者数のほうも少なかったのかなあと考えているところでございますが、線状降水帯の発生やその影響範囲などにつきましては、今回のことも良い教訓になると思うんですけども、なかなか見極めにくいところがございます。

難しい点あると思いますが、高齢者や避難の弱者の方が安全に避難できるようにするためには、より早い避難とかの指示を出す必要があるのかなというところが、今回の考えているところでございます。以上です。

○議長（米村 洋君） 片山裕治君。

○10番（片山裕治君） 今回のような深夜の避難指示発令の判断は大変難しかっただろうと思います。

また、先ほど町長からも、今回の懸案についての検証をしながら、検討していくというようなお話もありましたので、今後の災害対応にしっかり役立てていただきたいと思います。

次に、町民の方が避難所へ避難する際、持っていくものはあるのか。

また、11日の朝に避難所に飲料水がなかったと聞いております。備蓄品の活用などはどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（米村 洋君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 今回避難所としまして、最初にご説明しましたように文化センターと宮原福祉センターをまず開設しております。

通常の高齢者避難とか、避難指示を行った際には、防災無線等でもお知らせするんですが、避難所のほうに必要となるような敷物とか、毛布、それから一時的ですけども飲食物食べ物とか必要なものについては、各自で準備して、避難してくださいということでお知らせするのが、通常避難する際、余裕があって避難する際のお知らせになっております。

今回の場合は、未明の避難指示ということであったことから、避難される方も準備が全くできていなかったものと思われます。

道路もまた冠水によりこちらのほうから避難所のほうに備蓄品を届けるとい

うことも、実際できなかった状況がございます。

そういった部分は、本当に今回のことを踏まえまして課題だったなというところだと思っています。

この点につきましては、早速なんですけれども、避難所になるところに、あらかじめ利用するような避難所に必要となるような食べ物とか飲物、そういったものをもう準備しておくことで、緊急的な今回のような避難の際にも対応できるのかなというところがありますので、そういった準備を早速しているところでございます。以上です。

○議長（米村 洋君） 片山裕治君。

○10番（片山裕治君） ただいま答弁頂きました、避難所に備蓄の保管を準備と考えているということです。避難する際には、氷川町内にもたくさんの備蓄倉庫をつくっておられて、そういったのが生かせるように、今後の課題がある中で、夜でしたけども熱中症などの対策などに関して、こられた方には飲料水1本を配るとか、そういう提供の仕方があると思いますので、今後にもまた検証しながら検討していただきたいと思います。

1項めの、豪雨災害についての質問を終わります。

次をお願いします。

○議長（米村 洋君） 次に、質問事項2、社会体育と学校部活動について（ア）の答弁を求めます。

生涯学習課長、谷岡賢一君。

○生涯学習課長（谷岡賢一君） 片山議員のご質問の2項目めの（ア）について、生涯学習課よりお答えします。

総合型地域スポーツクラブは、平成23年に制定されましたスポーツ基本法やスポーツ基本計画に位置づけられております生涯スポーツ社会の実現に向けた中核的な組織として、位置づけられているところであります。

本町におきましては、スポーツや文化の楽しい活動を通して、氷川町民の融和を合い言葉に、誰でも・いつでも・どこでも・いつまでもを基本理念に、子どもから高齢者まで、住民が気軽にスポーツに参画できる環境づくりの一環として、ひかわスポーツクラブをスタートしました。

設立に当たっては、平成22年から準備委員会を立ち上げ、県体育協会の指導を仰ぎながら、平成23年4月から活動を開始しました。

クラブ発足当時の活動種目は、子どものスポーツ教室、サッカー教室、陸上、バドミントン、ミニバレーボール、太極拳、カンフー、カラオケの全8種目であります。

しかしながら、令和7年2月をもって当クラブは閉鎖となりました。以上で、答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 片山裕治君。

○10番（片山裕治君） ひかわスポーツクラブは、14年ほど運営されてましたけ

ども、閉鎖の今言われた理由についてお尋ねいたします。

○議長（米村 洋君） 生涯学習課長、谷岡賢一君。

○生涯学習課長（谷岡賢一君） 当クラブが設立された平成23年からの5年間は、自立支援事業、クラブマネージャー設置支援事業として、スポーツ振興くじ助成事業であるt o t o助成金があり、更に、氷川町体育協会補助金の支援員が6年間ありました。

平成29年にt o t o助成金がなくなると、事務員1名の雇用ができなくなり、クラブ収入及び氷川町体育協会からの補助金だけでは、クラブマネージャーの給与も払えない状況でした。

その後、運営スタッフや会員数の減少及び新型コロナウイルス感染症流行による全てのクラブ教室と事務局の閉鎖があった時期の影響もあり、十分な活動やクラブ運営がなくなってきたことが大きな要因であったと思われます。以上です。

○議長（米村 洋君） 片山裕治君。

○10番（片山裕治君） スポーツ活動についてまた文化活動を通じて、子どもたちの健全育成や、住民の健康体力の増進、高齢者の生きがいつくりなどに今まで貢献されてきたと思います。また、取組だったと思います。

今後、住民の方の要望に対して、別の方法でもまた要望があった場合には、ご検討していただきたいと思います。

また、それを要望いたしまして、次の（イ）の答弁をお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） 片山議員のご質問の2項目めの（イ）について、学校教育課からお答えします。

小中学校部活動の運営につきましては、小学校においては、少子化、児童や保護者のニーズの多様化などの課題へ対応するため、平成30年4月1日から社会体育に移行しておりまして地域スポーツクラブ等で活動しています。

一方で中学校においては、同様の課題に加え、教員の働き方改革が求められる中、氷川町内中学校における、休日の部活動の地域移行推進計画を作成策定しております。

その計画におきましては、まず、休日、土日祝日の部活動を可能な種目から、地域移行していくことにしています。

令和7年度の中体連大会以降の休日の部活動は、部活動加入率が低く、子どもの運動機会の確保が難しく、種目によっては同一校でチームを編成することができないものもありますので、中学校2校を拠点校方式、または合同部活動方式を視野に入れ、地域移行をしていくこととしています。

なお、条件等整備の整った部活動から、休日の部活動を地域移行していきますが、指導者につきましては、部活動の趣旨を理解し、適切に指導できる方を探してお願いすることになります。以上で、質問事項（イ）について答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 片山裕治君。

○10番（片山裕治君） 今までの中学校部活動が社会体育の中学校部活動地域移行計画ということになるということで、地域移行計画の具体的な内容について教えてください。

○議長（米村 洋君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） それでは、片山議員の先ほどの氷川町内中学校における、休日の部活動の地域移行推進計画の具体的な内容はということで、質問にお答えします。

本推進計画は、令和4年12月にスポーツ庁と文化庁が策定した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン及び熊本県教育委員会が示した、令和5年4月の熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画、同年10月の熊本県公立中学校における休日の文化部活動の地域移行推進計画を参酌し作成したもので、本町の現状を勘案し、令和5年度から令和7年度までの3年間を目処に、中学校部活動地域移行推進期間として、本計画の推進を図るものです。

本計画の推進に当たっては、学校及び保護者、学校運営協議会、文化協会、スポーツ協会等の代表者で構成しました、中学校部活動地域移行部会を設置し、氷川町の子どもたちにとって、どのような部活が望ましいのか、議論をしています。

その際、国のガイドライン及び本県の推進計画の内容を踏まえ、地域や学校の実情に応じた、新たな地域スポーツ文化クラブ、活動の在り方、計画的な移行に向けた方針、具体的な取組内容等についてご意見等を頂きながら、中学校における休日の部活動を移行できる種目から地域移行できるよう準備を進めているところです。以上で、答弁終わります。

○議長（米村 洋君） 片山裕治君。

○10番（片山裕治君） 学校部活動から地域スポーツクラブへ移行するに当たって、やはり子どもたちの大会等などの移動とか、また、経費の負担とかあるんですけども、そういった中で保護者の負担の軽減とか、子どもたちに対して支援とか町としては考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（米村 洋君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） ただいま議員ご質問の地域クラブ、スポーツクラブへのスムーズな移行と保護者への負担軽減と子どもたちへの支援はどうなるかということについてお答えします。

中学校部活動の地域移行を進める上では、受皿となる団体、指導者の確保、保護者負担など、さまざまな課題がございます。

先ほど答弁しましたとおり、課題解決に向け、地域移行部会で、意見を頂きながら、また、学校や関係機関と連携を図りながら、スムーズに移行できるよう取り組んでいるところです。

また、会費や保険加入など、保護者負担につきましても、現状を踏まえ検討をしているところで、保護者の負担軽減を図るには、それを補う財源の確保が必要にな

ると思っております。

国において費用負担の在り方について示されており、受益者負担と公的負担とのバランスなどの費用負担の在り方を検討するとなっております。

また、公的負担については、国、県、市町村で支え合うことが重要とも示されているところです。

教育委員会としましては、国の方針ははっきりと出ておりませんが、子どもの運動機会を確保するとともに、氷川町ならではの支援の在り方も、念頭に、今後も検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 片山裕治君。

○10番（片山裕治君） 今支援の方法などを答えていただきましたので、しっかり整備をしていただきながら、子どもたちを応援していただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に、（ウ）の答弁を求めます。

学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） （ウ）について、学校教育課がお答えします。

学校部活動では、氷川町内中学校部活動大会出場補助金交付要綱に基づき、氷川町内の中学校生徒が優秀な成績により、大会に出場する場合に補助金を交付しています。

この補助金は、全校生徒の中から選抜され、学校代表として出場する又は各競技種目で出場する場合、熊本県内から選抜され熊本県代表として出場するなど、いずれも九州大会以上の大会に出場する場合に、交通費などの経費に対して補助するものでございます。

また、出場選手の激励、活躍を周知することを目的に、激励看板の設置を行っています。

併せて、その都度町長から出場選手へ激励を頂いているところです。

直近の実績では、氷川中学校野球部が令和7年6月開催の全日本少年軟式野球大会、九州地区大会へ出場、また氷川中学校柔道を女子個人で8月開催の九州中学校体育大会へ出場しています。

教育委員会としましても引き続き、中学校活動で活躍する、子どもたちをしっかり応援していきたいと考えています。以上で、学校教育課の答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 生涯学習課長、谷岡賢一君。

○生涯学習課長（谷岡賢一君） 片山議員のご質問の2項目めの、（ウ）の激励看板設置・氷川町全国大会等出場報奨金支給について、生涯学習課よりお答えします。

制度の趣旨は、氷川町に住所を有する者が、文化活動やスポーツにおいて、九州大会、全国大会、更には国際大会に出場される際、その功績をたたえとともに、今後のさらなる活躍を奨励することを目的としております。

具体的には、九州大会等への出場に対しては報奨金を交付し、全国大会以上の出場に対しては報奨金の交付に加え、町内に看板を設置することとしております。

対象となる大会は、公的機関、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本レクリエーション協会、日本文化協会等が、主催または後援するものであります。

ただし、親睦や交流等を主とした目的のものは除きます。

報償金の額は、選手及び監督1人1大会につき九州大会及び全国大会が1万円、国際大会が3万円の支給であります。

ただし、国際大会を除く大会の報奨金を交付する回数は1人年3回までとなります。

また、チームの場合で10人を超える場合は、10万円が限度となります。以上で、答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 片山裕治君。

○10番（片山裕治君） 町内には激励看板、選手の名前を書いた看板が、毎日たくさん上がっております。

また、その看板の年間又はどのくらい出しているのか、また先般ご案内あった世界大会に出場で、入賞された方とか出ておられます。

近年の世界大会出場者数なんかも教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（米村 洋君） 生涯学習課長、谷岡賢一君。

○生涯学習課長（谷岡賢一君） 令和6年度の氷川町全国大会等出場報奨金の支給実績は61件、看板設置につきましては21枚設置しております。

また、氷川町における世界大会出場者及び入賞者は、日本代表として、令和3年に野球でMCYSA全米選手権に出場された志水那優さんが、令和4年にテニスでリトル・モー国際大会に出場された梅田巴花さんが、令和6年にスケートボードでWSTストリートワールドカップローマ大会2025や、Xゲームソルトレイクシティストリートとベストトリックに出場された松本雪聖さんが世界大会に出場されました。

なお、先ほど述べた大会において、大会で梅田巴花さんが女子シングルで優勝、ダブルスでも準優勝をおさめられています。

特に、松本雪聖さんの活躍は目覚ましく、WSTストリートワールドカップローマ大会2025のストリート女子決勝で第3位、Xゲームソルトレイクシティベストトリックで準優勝というすばらしい成績を収められています。以上になります。

○議長（米村 洋君） 片山裕治君。

○10番（片山裕治君） 氷川町内の選手の方々が全国や海外で活躍されていることに対しては、すごく期待とうれしく感じる次第であります。

その中で、町内の方々や選手の方々の使われる練習会場や、大会ができる、スポーツ施設の整備とか、充実した環境づくりについて、今後どう考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（米村 洋君） 生涯学習課長、谷岡賢一君。

○生涯学習課長（谷岡賢一君） スポーツ推進に関わる体制の整備については、町ス

スポーツ協会やスポーツ推進委員等において、町民体育祭の運営、モルック大会などのニュースポーツ推進、体力テスト測定会や指導者の指導力向上及び資質能力の向上に向けた研修会の開催に至るまで幅広く活躍頂いているところであります。

今後も、町として、関係団体と連携を図りながら、子どもから高齢者まで対象としたスポーツのより一層の推進が図られるよう、環境づくりに努めてまいります。以上になります。

○議長（米村 洋君） 片山裕治君。

○10番（片山裕治君） 答弁がありましたとおり、スポーツに親しむ環境づくりを、しっかりやっていただきながら、整備していただきたいと思います。

最後に氷川町からの九州大会、全国大会、国際大会などに出場される方々に対して、支援または今まで以上に補助率の拡充について、見直しはできないか、お尋ねいたします。

○議長（米村 洋君） 生涯学習課長、谷岡賢一君。

○生涯学習課長（谷岡賢一君） 国際大会等に出場される選手への支援や補助率等の見直しにつきましては、現在の氷川町全国大会等出場報奨金支給要綱に基づき、全国大会等の出場に対して要綱に定められた支援を行っているところです。

報奨金の補助率や金額の在り方につきましては、他自治体の状況や本町の財政状況を勘案しながら、選手の負担軽減に資するよう今後検討を進めてまいります。以上であります。

○議長（米村 洋君） 片山裕治君。

○10番（片山裕治君） 最後になりますけども、町民選手の応援団長として、町長の見解と想いを一言お願いいたします。

○議長（米村 洋君） 町長藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） せっかくの機会ですので、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ) 合わせまして少し答弁をさせていただきます。

まず、氷川町総合型スポーツクラブの運営ということで、先ほど2月に閉鎖をしたということでございますけれども、もともと氷川町には氷川町体育協会、文化協会、それぞれ文化の振興は文化協会がスポーツの振興は体育協会が、今はスポーツ協会に変わりましたが、そういった組織があったわけでございます。

その中に、総合型スポーツクラブというのが、またできたわけでございまして、発足当時も少し心配をいたしました。

本当に運営ができていくんだろうかと、補助金がある間は大丈夫だけどその先は大丈夫かなあという思いをしておりまして、先ほど課長が答弁をいたしましたとおり、そういった補助金がなくなった、あるいはさまざまな社会的な要因で、運営ができなくなったというのは非常に残念でございまして、1つは総合型スポーツクラブが、いわゆる部活動の地域移行の受皿になり得るのかなという期待もいたしておりました。

いわゆる指導者がそこにいるから、移行ができるのかなあという期待をしておっ

たんですけども、なかなかその役割を果たすことができませんでした。

小学校は今移行がもう進んでおりますし、中学校も今、モデル的に進んでいきまして、これから中学校も、地域スポーツクラブへの移行がもう決まってるわけでございまして、そういった流れに進んでおります。

そういった中で、指導者をしっかりと確保していく、そういった受皿になり得るのがどこなのかというのをやはり教育委員会と一緒に、ぜひこれからも考えていきたいと思っておりますし、そのことがやはり地域スポーツクラブの振興につながっていくものというふうに思っております。

併せまして、(ウ)の最後のそれぞれの報奨金の在り方についてもご質問がございました。

看板の設置は多分、県内でも氷川町ぐらいかなと思っておりまして、他の自治体からも非常に称賛をされておりますし、あとは、それぞれの九州大会、全国大会、あるいはワールドクラスの世界大会、ここになりますと、またレベルが違います。

世界大会への出場するためには相当の、やはり経費もかかるんだろうなと、やっぱり本人あるいは親御さんの負担もかなりあるんだろうなという思いはしております、そのことにつきましては、国内の大会は何とか今のこのルールでいいんでしょうけども、国際大会の部分につきましては、もう少し手厚い支援ができないかということで今、教育委員会のほうに投げかけをしてるところでありまして、その中で先ほどの九州大会、全国大会あるいは世界大会のそういった補助金の在り方について、もう1回整理をしていったらどうかなというふうに思っておりますし、そういった、今後検討を進め方向を決めていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○10番(片山裕治君) すみません。町長より心強いお言葉を頂きましたけども、教育長の西村教育長からも、一言、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

○議長(米村 洋君) 教育長、西村裕君。

○教育長(西村 裕君) 今、議員からありましたように、今、氷川町の子どもたちが生き生きといろんな場面で活躍をしている、これは非常にうれしく思っております。

そういう中で、報償金の件も議題に上げていただきまして、本当ありがとうございます。

今町長からありましたように、教育委員会でしっかり検討して、子どもたち、そして若者、スポーツを愛する人たちの背中を押せるようにしっかり頑張りたいと思います。

それと、先ほど出ました中学校の部活動の地域移行につきましても、まだなかなか国からの具体的な方針も示されていない中、各市町村が今頑張っていて、それぞれ進めているところです。

子どもの運動機会を確保するため、そして子どもたちも、やっぱり運動して、楽

しみたいという、その熱意、これを教育委員会として、町全体で支えていきたいな
と思っております。以上、お答えといたします。

○議長（米村 洋君） 以上で、片山裕治君の質問一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後 2時45分